

第七十一回国会 農林水産委員会 議 録 第四十八号

昭和四十八年八月二十八日(火曜日)

午前十時九分開議

出席委員

委員長 佐々木義武君

理事 飯谷 忠男君

理事 渡辺美智雄君

理事 美濃 政市君

理事 吉川 久衛君

菅波 茂君

三ツ林弥太郎君

島田 琢郎君

芳賀 貢君

中川利三郎君

林 孝矩君

神田 大作君

出席政府委員

農林政務次官 中尾 栄一君

林野庁長官 福田 省一君

委員外の出席者

林野庁林政部長 平松甲子雄君

参事 考人 (全国森林組合連合会専務理事) 喜多 正治君

参事 考人 (東北自然保護連絡協議会理事) 田村 茂広君

参事 考人 (岩手大学農学部教授) 船越 昭治君

参事 考人 (宇都宮大学農学部教授) 森谷 憲君

農林水産委員会調査室長 尾崎 毅君

委員の異動

八月二十八日

辞任

角屋堅次郎君

稲富 稔人君

同日

辞任

芳賀 貢君

小沢 貞孝君

補欠選任

芳賀 貢君

小沢 貞孝君

同日

補欠選任

角屋堅次郎君

稲富 稔人君

本日の会議に付した案件

参考人出席要求に関する件

森林法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一九号)

○佐々木委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、森林法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

この際、参考人出席要求に関する件についておはかりいたします。

森林法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案について、本日、全国森林組合連合会専務理事喜多正治君、東北自然保護連絡協議会理事田村茂広君、岩手大学農学部教授船越昭治君、宇都宮大学農学部教授、日光自然を守る会会長森谷憲君を参考人として出席を求め、その意見を聴取したいと思います。御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○佐々木委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○佐々木委員長 参考人各位に申し上げます。

参考人各位には、御多用中にもかかわらず、本委員会に御出席をいただきまして、まことにありがたう存じます。

ただいま本委員会におきましては、森林法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案について審査をいたしておりますが、本案につきましては、参考人各位のそれぞれのお立場から忌憚のない御意見を聞かせたいと存じます。

なお、議事の都合上、まず御意見をお一人十五分ないし二十分程度お述べいただき、その後委員からの質疑がありますので、これにお答えいただくことにいたします。

御意見の開陳は、喜多参考人、田村参考人、船越参考人、森谷参考人の順序でお願いいたします。

参考人各位には、御多用中にもかかわらず、本委員会に御出席をいただきまして、まことにありがたう存じます。

ただいま本委員会におきましては、森林法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案について審査をいたしておりますが、本案につきましては、参考人各位のそれぞれのお立場から忌憚のない御意見を聞かせたいと存じます。

なお、議事の都合上、まず御意見をお一人十五分ないし二十分程度お述べいただき、その後委員からの質疑がありますので、これにお答えいただくことにいたします。

御意見の開陳は、喜多参考人、田村参考人、船越参考人、森谷参考人の順序でお願いいたします。

それでは、喜多参考人にお願いたします。

○喜多参考人 私、ただいま参考人として御指名のございました全国森林組合連合会所属の喜多でございます。

私もかねがね全国八百八十万組合員の声を代表いたしまして、日本林業振興のためにいろいろなお願いをいたしてまいっておりますが、本日、この席で意見を申し上げます機会をちょうだいいたしましたことは、まことに光栄に存ずる次第でございます。

さて、今期国会に提案されております森林法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案、これにつきましては、私も全国林業者の立場から申しまして、私も全林業者の立場から申しまして、もう手をあげて大賛成でございます。ぜひ、御理解深い先生方におかれましては、この際、早急に御決定の上、実施ができませんようお計らいくださいますことを切にお願い申し上げます。

本日は、限られた時間のこともございしますので、賛成の理由のおもなものを若干取り上げて申し上げます。

まず第一は、最近の目に余る山林の買い占め、そして、それに続きます林地の乱開発、この問題でございます。このことにつきましては、諸先生におかれましてはよく御承知のことでもあると思ひますし、私、あらためてここに申し上げる必要はございませんが、実は、いつも私たちは現地からなまなましい声を聞きまして、この問題は特に日ごろから痛感をいたしておるところでございます。

実は、つい最近も、私、徳島県的那賀川の上流深く入り込みまして、いろいろ現地の調査をいたしましたのでございますが、有名なあの木頭林業地帯のつい隣の上那賀というところでございますけれども、ここで非常に熱心な中堅林業者の方たちから、こういった訴えを聞いたのでございます。ここ数年、山の買い占めが激しくなっております。すでにこの村の六割に余る林地が不在地主の手に移ってしまった、しかも、これらの新しい地主の人たちは大部分林業を目的としない人たちなんだ、このままでは将来一体どうなるのだから、われわれの村は、と、こういう大きな不安でございます。人里離れたこうした奥深い山村ですでにこうした状態でございます。

いまや森林に対します資源の面、また公益の面から国民的な期待というものが日に増して大きさを加えておりますから、こうした現地の傾向はまことにこれは憂慮にたえないところでございます。山を守りたい、こういう林業者の気持ちは当然でございます。この点から申しましても、山の買い占め、それからくる林地の乱開発、これを防止する法案というものは絶対必要だと存するのでございます。

私は、この申し上げております瞬間にも林地の買い占めがどんどん進められておりますことを

非常に憂慮をいたすものでございます。もしこの法案がたまたまにでもなるといふようなことが万一あれば、まさに悔いを千載に残し、大きな問題を残すのではなからうか、そのように存するのでございます。ぜひ一日も早く御決定をいただきまして、これが林地買占めの歯止めの一役を買って、直接には乱開発の防止に役割りを果たしますことを強く希望いたします次第でございます。

ただ、ここで一言申し上げたいことは、こうした乱開発の問題とそれから林業者によります木材の伐採と、この二つを混同するといふ問題でございます。私どもは林業者といいたしまして長年におたりまして営々として山を守り続けてまいっております。生育いたしました林木を伐採し、そのあとには直ちに植林をいたしましてこれを後代に残していく、こういう山の人の考え方にございまして、まことにこれは貴重だと思つてございまして、これを一挙に乱開発と混同いたしまして、伐採を抑制するといふふうな机上の空論、これだけで片づけるわけにまいらないことは、これはもう当然でございます。したがって、山の利用の規制というものは、あくまでも林地を林地以外に使用するという場合に限つて考えるべきだ、これは当然だと思つてございまして、この点を特につけ加えて申し上げておきたいと存するわけでございます。

次に、日本林業の実情またそれに伴ひましての森林組合の制度の改正の問題でございます。

過疎化した山村をめぐり、林業を盛り立てていくといふのは、これは全国林業者の自主的な系統組織としての森林組合の使命でございます。これは申し上げるまでもありません。森林組合は全国にわたりまして七万余の作業班員を擁しております。この作業班員の力によりまして組合は造林に伐採にあるいは撫育管理に、あらゆる森林施業に組合員の委託を受けて活動していただいております。さらに木材はじめ林産物の共同販売また組合員の必要物資の共同購買、こういうことはもとよりのこと、森林の火災

気象災等々の共済事業にも大きく手を伸ばしております。いまや林業者はわれわれ森林組合に依存することがきつて大きくなつてまいりました。このため、林業者にとりましては組合の事業範囲の拡大なり、また組合活動の強化ということがぜひ必要でございまして、強い要求として上がつてまいっております。この要求は、組合で信用事業もやろうじやないか、共済事業もやろうじやないか、これらあわせて行なへるという形の単独立法といふことで具体化せよと、こういう段階にまで高められてまいっております。毎年、われわれの全国森林組合大会ではいつも大きな課題として取り上げられております。いまでは、もう一日も早くやつてもらいたい、こういうきつめて切実な要求となつてまいっております。もう待ち切れないのだ、実はこういう情勢でございます。御案内のように、農協、漁協をそれぞれ単独立法いたしました。この点は明確に打ち出されておるわけでございます。

今回の森林法改正におきましては、この切実な要求が全面的にこのところまではいつておりませんけれども、かなり実現されることになつております。申し上げましたような林業者の切実な気持ちにこたえまして、すぐやつてくれ、待てないといふことで、そこで足らざるところは他日に期しまして、とりあえず見切り発車と、こういうかっこうで私どもはこの森林法改正に賛成し、ぜひこれが早期に実現することを期待いたしておる次第でございます。

特に事業範囲の拡大の中でわれわれが関心を持ち、急いで実現を期したいと思つておりますのは、森林組合が、森林の買い入れ、それから経営、売り渡し、こういったことができるようにしたいとございまして、われわれが系統組織といたしましては、最近の山の買い占めと乱開発がきつめて憂慮すべき段階に立ち至りましたこと、全国的に、林業と林地を守る運動、これを展開中でございますが、この運動を効果的に進めさせるため

にも、組合に林地の買い入れその他ができるという法的措置は、これは絶対必要でございます。だが、それだけではいふつて現人せず、やはり私は、この際当局におかれましては、組合の実力が法律の線に沿ひましてほんとうに文字どおり発揮できるように、資金なりその他の面で強力なバックアップをされまうと特に期待申し上げたいのでございます。

さらにまた、森林組合は、過疎化の中で組合員から各種の山の作業を委託を受けております。ときには、山の経営全体をやつてもらいたいといふふうなことで強い要請を受ける場合が多いのでございます。幸い、申し上げましたように、森林組合は組合作業班といふものを握つておりまして、その力によりまして鋭意これにこたえつつある実情でございます。これは、分取造林、こういう形をとることになりますので、ぜひ法的にも正式に認められたいのでございます。われわれはいくらに他力本願、人に頼むといふふうなことではなくて、自分たちの山はぜひ自分たちの手で守りたい、そのための作業班でもございまして。迷惑をおけないで自分の山は自分で守る、これを第一に考えたいのでございまして、その気持ちはこれは当然のことだと思つてございまして。私は、この際当局におかれましてはそれができますように、法的面の整備、これはもちろんのこと、行政面におきましては金融対策なりあるいは労務厚生対策なり、これらを完備いたしまして手厚い配慮をしていただきますように特にこいねがうものでございます。

以上、要点だけで、とうていすべてを尽くすに至りませんけれども、申し上げたい点は、日本林業の将来を考え、山村の将来を身にしみて憂えてゐるのは、何と申しましても第一番にはやはり地元林業者自身でございます。何とぞ先生方におかれましてはこれら林業者の切実な声をお聞きいただきまして、この法案がすみやかに実現いたしますように格段の御配慮を賜りますように切願ひいたします。よろしくお願いいたします。よろしくお願

いたします。
○佐々木委員長 次に、田村参考人をお願いいたします。

○田村参考人 ただいま御紹介ありました田村でございます。私は山形県の出羽三山のふもとで自然保護運動をやつておる者でございますが、きょうは東北自然保護団体協議会の理事として、また、全国自然保護団体の連合組織でございます。全国自然保護連合と申しておりますが、この理事をも兼ねておりますので、全国自然保護団体を代表して、今日置かれてゐる森林問題、特にブナの原生林問題について私どもの意見を述べさせていただきます。

その前に、きょうここに私どもをお呼びいただきましたことは非常にうれしく感謝にたえない次第でございます。これから許された時間内で、私ども常日ごろ考へておること、また今後国の森林行政の中にぜひこれだけは反映していただきたいといふことを急務でない意見を述べさせていただきます。

まず第一点でございますが、自然保護運動というものが、確かにいまから数年前昭和四十四、五年ころから盛んになつたわけでございますが、最初は御指摘されるところ興味的なものでございまして、生活の場を守ろうという、生活環境を守ろうといった非常に実質的な運動になりつつございます。そういうことの背景は、私どもの生活そのものが破壊されつつあるといふことにはかならないのでございまして、最近では全国に二百団体、およそ七十万ないし百万の会員を持つような全国組織に発展しております。それはど国民的な要望が強くなつてゐるというところの裏づけにならうかと思ひます。特にこの中で、私どもの住んでゐる東北におきましては、ブナ原生林を守れといふふうな声が目ごとに高まつておりまして、このブナ原生林を守るといふことが、すなわち東北人の生活を守るといふことにほかならないといふふうな認識が最近高まつてきております。これはとりもな

おさず、私が申し上げるまでもなく、東北地方はブナの原生林がそのほとんどをおおっており、たのすが、これから流れ出る水、それによって開墾なり、また水田などが潤わされて、一つの東北文化というものがこのブナ原生林によって涵養されてきたのではないかと、いふうちに私も考えまして、このブナ原生林が伐採されれば、東北文化そのものが根柢から破壊されてしまふし、また先生方がいつもおっしゃられる、東北は食糧基地として今後存在していくべきであるということが現実的に不可能になってくるのではないかと、東北を食糧基地にする、その一方で、ブナ原生林を伐採して、ほとんど水源涵養林をなくするということは、あまりにも明白な矛盾ではないかということ、私ども強く指摘したいわけでございます。こう

いったことから私どもが早く、東北の生活を守ることはまずブナの原生林を守ることだということ、これを指摘したのでありますが、その際に地域住民は私どものそういう自然保護運動には反対いたしました。

その一つは、山林労働者をどうするのだ、その生活がかかっている。いま一つは、製材とか二次加工者の生活がまたかかっている。三つ目には、山の資源がこれほどあるのだから、これを利用するのは国益に大いにプラスになるのではないかと、いった三つの点から、私どもの自然保護運動に対しては冷やかな反応でございました。ところが、最近に至りましてはこの情勢ががらりと変わりまして、むしろ自然保護運動は地域住民の間から強烈に盛り上がりつつあるというのが実情でございます。

その理由といえますのは、まず一つは、山林労働者がまだブナ林が近くにある間にはよかつたのでありますが、それがチェーンソーなり機械化されて、日ごとに奥地奥地へ進んでいく、その山林労働者もかせぎに行くには一時間も二時間も車にゆられないと現場に行かないということが一つございいます。

また一点は、ブナ原生林も無限ではないという

ことで、山林の人たちが生活になくはならなかつたナメコ栽培のほだ木さえも容易に手に入らなくなつた。これではわれわれの生活が根柢からくずされるのではないかと、いふふうな認識が一つございいます。

もう一点は、山がはげ山になって、ちよつとの雨でもすぐ水が濁つてくる。山村は御承知のとおり上水道は完備してございせんから、すぐ山の水を家庭の中に引き込むというふうな方式でございまして、ちよつと雨が降れば飲み水さえ濁つてくる、また大雨になればすぐ鉄砲水になって崩壊してくる、こういふことが現実には山村の間で起つてございいます。

五月の二十六、七日、山形県の出羽三山で全国自然保護大会が開かれたのでございすが、その席上で、警備朝日国立公園の一部でございすが、朝日連峰に住む住民が参加いたしました。その方が切々と訴えておりました。自然というのは私たちがあまりにも恵まれ過ぎていてそのありがたみがわからなかつた。ところが、これは伐採されてしまふと、われわれの生活がかくもこの自然に大きく密接な関係があつたとは知らなかつた。山の木を切られてわれわれは初めて山のありがたさを知つたということを申し上げておりました。このようにな声に代表されるように、山村民は、いまこの山の功罪というか、山の持つ機能というものを非常によく見直してきております。

そういう点から、山村民の間からむしろこのブナ原生林を守れという声が強くなつてきていて、いふことを皆さま方に申し上げたいわけでございます。

それで、実際ではこのブナ原生林の伐採がどういふふうな形にマイナスになってきているのか。ブナ原生林の伐採のデメリットを申し上げますと、まず一つは、伐採そのものの功罪がございす。一つは、伐採をする理由というの、有用樹林に切りかえるのだという御意見がございす。しかし、有用樹林に切りかえなければならぬという意見はわかりますが、有用樹林、たとえば杉

とかヒノキとか、あいつたものに切りかえても育たないという地帯まで、有用樹林に切りかえるのだというふうな説明をしながら山の木を切つてゐる。ところが、そこに植えても、ほかのところでも二十五年から三十年くらいで十分に用を足す材木になるのですが、標高七百メートルから千メートル近いところでは、五十年になつてもまだ直径十五、六センチくらい材木にしかならない。その上、むしろそういう有用樹林よりも雑木などのほうの生長量が早く、雑木林の中に杉林がぼつんぼつんとあるというふうな状況が東北の各地に見られます。

それから、木を切ることによって鉄砲水がはんらんしてくる、また土砂くずれなどが起つてゐる。また、野生動物などが目に減つてゐる。そういった点のほかに、景観上非常によろしくない地帯が方々に出現してゐる。虫食の状態でいつていいか、トラ刈りといつていいかわかりませんが、景観上非常に悪い状態が各地に起つております。これは私どもはブナを見ることによって、ああという、何かの安らぎを覚える、そういうものが全然なくなつてきております。

もう一つは、ブナを切るために林道が各地に網の目のごとく開設されておりますが、この林道が非常に安上がり工法をやつてゐる。土砂を谷に流したずさんな工事が各地に見られます。そのため、溪谷に土砂が流れ込んで水が濁るだけでなく、溪流水といわれるイワナとかヤマメが年々減少してきております。また、林道を開設したことによつて地下水の破壊、水の涵養に非常な影響を与えて、周辺一帯の植生が非常に悪化してきてゐるというところも随所に見られます。また、林道の開設の大きな欠点は、その林道を開設することによつて周辺のブナを伐採する、周辺の材木を伐採して、そういう伐採作業が終わりますと、林道は全然使われない、手入れさえやらないというふうな、要するに投げやりの、ほつたらかしの状態の

林道が東北各地に見られるということでございます。

そういうふうなことに加えて、これが単に天然生長量が非常にスムーズにいく、有用樹林に切りかえてもいいような、切りかえても採算性の合うような地帯ならばまだしも、全然採算性の合わない、先ほどもお話ししましたように、数十年前たつても人間の腕の太さぐらひにしかならないような地帯まで木を植えている。これではあまりにもごまかしでないのかというのを強く指摘したいわけでございます。

そのほかに、私どものところには警備朝日国立公園の広大な国立公園地域がございすが、この中の特別地域の伐採が現在急ピッチで進んでおります。国立公園というの、御承知のとおり国の宝として、また国民の健康増進のために原始景観を残すのだということが大きな理由づけで警備朝日国立公園というものが昭和二十五年に指定されておりますが、そういう国立公園指定の裏づけとなる環境条件を日ごとに破壊してゐるというのが地元警備林署の状況でございます。

また、治山治水の予算、これも年々増加をしておりますが、その点でわれわれ非常にありがたいのでございすが、しかし、これは実際の状況といたしましては、流域上部のブナ林を伐採したために、年ごとに土砂が崩壊してゐる、また流出しているというところで、それを食い止めるためにどうしても砂防ダムをつくらなければならぬ、護岸工事をしなければならぬといふふうな、まさに、ことはよろしくございせんが、マッチポンプというか、自分たちで火をつけて自分たちでそれを消すといふふうな実情でございす。私どもはこれを断つてさういふ川原の石を積みかきやないのか、国家予算のむだ使いじゃないのかといふことを強くいつも指摘してゐるわけでございます。

こういふことは、われわれしるうとでさへも、この流域のブナ林を切ればこの流域には必ず土砂が流れ込む、地帯が崩壊するといふことは、われわれしるうとでもわかります。それが専門家の

林野庁の職員がわからないはずでございます。そういうことがわかりながらあえてブナ林を伐採して、しかもそのしりぬぐいとして、大事な国家予算を治山治水と称して使っているというのは、あまりにもずさんなやり方ではないかということ強く指摘したいわけでございます。

そういう点から今回の森林法の改正ということになったわけでございますが、その点で、森林の有する公益的機能に対する国民的な要請が高まったという林野庁当局、政府当局の認識は非常に評価されるものだろうと思えます。またもう一つは、経済的な機能と公益的な機能を総合的かつ高度に発揮させるために、森林の適正な利用と健全な林業活動を確保したいという政府の御意見も、十分評価できます。また、民有林の伐採を都道府県知事にその許可の権限を与えるということも十分われわれは評価したいわけでございますが、しかし、全体に流れるものはわれわれの期待とは遠く離れたものでございまして、やはり衣の下のような感じがしないでもございせん。また、われわれのこういって願いがもつと実感としてこの法改正の中に流れてきてもいいのじゃないかというふうな感じもいたします。また、こういって法改正をやりましても、公益的な機能の重要性を認めつつも、結局はパルプ資本の圧力とか、また製材業者とか山林労働者というふうな名のもとに、従来と変わりない形でずるずる伐採が進むのではないかと懸念を私たちは持つておるわけでございます。そういう点から、現存量を把握する、また紙の生産量の長期的な計画を立てるか、また天然生産量のどのくらいあるのか、そういうものを調査するか、また、天然生長量がこれだから、われわれの紙パルプまたいろいろな材木生産というものはこれだけだ、そういうふうなことをもつと科学的に押えるような研究体制の強化なども法の中に盛り込んでいただきたいというのが私たちのお願ひでもございます。

またいま一つは、民有林の伐採をきびしく規制

するとありますが、これなども、フランスなども、一本の樹木を切るにしても全部監督官庁の許可が必要だというふうなことになるおそれです。民有林のあれを知事が許可するのはたいへんけつこうなんでありまして、これを現実的にどうするかというもつと具体的なあれもあつてよろしいのではないかと思ふわけでありまして、以上のことから私どもは次の点を特に皆さま方にお願ひしたいわけでございますが、まず向こう三四年間、現在林野庁が進めている潤葉樹林、ブナ原生林などの国有林の伐採を全面的に中止していただきたい。そして、その三年間に現存原生林の公益的な機能を再評価していただきたい。その場合には、集落とか、その近接する都市部の生活とかかわり合いにおいてその公益的な機能を再評価すべきである。またいま一つは、国有林の流域別の土地生産性、年間生長量を測定して、それを十分国民に明らかにしていただきたい。

またいま一つは、ノルマ的な職員の給料を得るための独立採算制というふうなものはまずやめていただきたい。戦前は林野会計というのは独立採算制ではございせんが、戦後にこの独立採算制になったわけでございますが、戦前に独立採算制にするために、山林から得た収益は全部山に返すというふうな承つておるわけですが、それが全く逆である。山から得たものはやはり山に返すというのとは、これは自然界の原則だと思ひます。このことをまずやっていただきたい。具体的には、職員の給料などは一般会計から出してもいいのではないかと。言うなれば、国民の健康をささえる最も原理的な大気浄化、水源の涵養になくしてはならない緑の造成、緑の保全に多額の国家予算をつぎ込んで何がむだであるかということをは強く言いたいのでございます。

それから私どもは考えて、国有林とか民有林とかそういうふうな感覚はこの際すべて捨てていただいて、日本列島、日本国のこの国の中を一つ

にして、その中に森林生産地域というものを新たにきめていただきたい。国有林だからその中でどうするのだというのではなくて、国有林、民有林を全部白紙に還元して、その中で森林生産、材木生産できるのはこの地域であるというふうな、むしろいいまはすのは全く逆な発想でもって森林経営をやつていけない限り、日本はますますこういふ緑の砂漠になるような状態に進行するのではなからうかというのがわれわれの懸念の一つでございます。

最後になりましたのですが、私どもは健康で幸福な一生を願いたいというのは、これは政界とかイデオロギーとか思想とか哲学とは関係なく、万民の願ひでございます。そういう健康をささえるというのが緑によつてささえられているというのは、これはどなたも御異議のないことだと思ひます。この緑の効用というふうなものをもう一度真剣に考えていただきたい。公害公害といふ騒がれておりますが、この公害も、もとはといえば、自然破壊の天罰でございます。自然破壊をなしたからこそ公害も出てきたというのが、公害の正しい認識ではなからうかと私どもは考えます。そういう点でもう一度緑の効用というものを真剣に考えていただきたい。

また、われわれ国民の間には強く起つておる自然保護運動というものは、これは動物的本能に目ざめた人類として当然の一つの欲求ではないのか。そのために、政党とかイデオロギーとか、そんなものは超越したところからわれわれの自然保護運動というものがあつたことを御認識いただきたい。今日こういふふうな自然破壊、公害といふものが起つたことは、イデオロギーの中にも思想の中にも宗教の中にも、自然と人間というもののかわり合いについて何ら考えなかつたというところが、こういふ人類の悲劇の始まりだろうと私どもは考えておりますが、このことを国政をになう皆さま方が真剣に考えていただかない限り、まさに日本は今後ますますこういふことで国が滅びるのではなからうかと私どもは考えるわ

けです。ですから、今日各官庁が——環境庁ができました。また林野庁がございまして。農林省がございまして。通産省がございまして。環境行政は各省庁がばらばらにやつておまして、そのなわ張りでもつていろいろなことの足の引っ張り合いをやつておるのを見受けられますが、今日この時点において各官庁がなわ張り争いをやる、足の引っ張り合いをやつておるような時期ではないということを強く私は申し上げたい。

そういう点で、森林法といへども、今後は国土環境保全法というふうな一つの法体系の中に改めて、その中に国土環境保全省のようなものをつくつて、その中で林野行政、また森林生産、治山治水の行政をやつていくというふうな環境行政の一元化をはからない限り、幾ら森林法を改正しても国民の期待にはこたえられないのではないかと、いうことを私は強く要望したいわけでありまして、最後に一言申し上げたいことは、いま私たちの国は、日本列島は、御承知のとおり緑の砂漠にならうとしております。緑があつても、それがほんとうに人間に役立つ緑ではなくなりつつあります。国を滅ぼすのは戦争だ、国破れて山河ありといふますけれども、しかし、今日日本では国も破れて山河も失おうとしておる。国を滅ぼすのは決して戦争だけではないのだ、この緑の破壊こそ、これからの国家を滅ぼす、国を滅ぼすものになるということを私は強く皆さま方に訴えたいのでございします。全国七千万ないし一億といわれる自然保護運動に携わつておる人間も、心を同じくしてこの日本の国を守りたい、そして私どもの子供、またその子供たちに、ほんとうにわれわれの未来をつちかいたというふうな願ひのうちに私どもは自然保護運動をやつておるのでございまして、一党一派の利害のために自然保護運動をやつておるのでは決してないというのを皆さま方に強く御認識いただきまして、非常にだめを申ししたのでございしますが、以上で私のお話を終わらしていただきたいと思います。ありがとうございます。

○佐々木委員長 次に、船越参考人をお願いいたします。

○船越参考人 岩手大学の船越でございます。本日は参考人として意見を申し上げる機会をいただきまして、深く感謝申し上げます。主として林業経営を研究している者の立場から、今回御審議中の森林法及び森林組合併助成法の一部改正につきましても私の意見を申し上げます。御参考に供したいと思っております。

今回の一部改正案は、いろいろなところからできるとは思いますが、森林計画制度、昭和二十六年の森林法の計画制度の改善と森林組合制度の改善という二つの大きな基調からできておりまして、その中に開発許可制という別な概念のものが入っておりますが、私どもなかなかつかみにくいわけですが、これは森林計画制度、森林施業を計画どおり実施していくための必要な要件であるというふうに考えまして、森林計画制度の体系の中で開発許可制が出てきたのだというふうなところをいたしまして、その立場でお話を申し上げます。

現在の森林計画制度は、申し上げるまでもございませんけれども、それ自体画期的な制度であつたわけでございますけれども、内容的に申しますと、いろいろな土地利用の総合的な計画の中に必ずしも森林計画というものが位置づけられていなかった。そのために、昨今のように土地利用の競合が非常に激しくなつてまいりました。いろいろな面で長期計画であります森林計画自身が空文化するということも現に存在するわけでございます。

それから第二に、この森林計画制度がねらつておりましたいわば林業の経済性の追求と、それから森林の公益的機能の追求というこの二つの柱が必ずしもかみ合わないで、計画制度の中に特に森林の公益的機能の位置づけというものが明確に出てこなかったという点にあらうかと考えております。

御参考までに申し上げますと、イギリスでは、

日本の森林計画制度に先立ちます四年前、一九四七年でございますが、いまとなれば、私どもが非常に参考になる制度を実施しているわけでございます。それは、森林所有者が国に申請をいたしまして、専用林地、林地として専用に使つていく計画を国と契約いたしまして、その専用計画がでますと、国は、造林に対する補助から、あるいはまた、毎年の必要な経費の補助を行なう、こういうたいへん厚い林業保護の政策をとつてきております。先ほども参考人の方から御指摘ありました一九六三年のフランス森林法におきましては、かなり林業地として重要な役割を持つ地域、それから傾斜地、崩壊地等の場合は、伐採に強力な制限を加えておる。こういうような方向で各国の林業政策が現に進行しているわけでございます。

それで、今回の制度改正によりまして期待されますことは、林地として利用していく箇所がかなり土地利用上明確になつていくということ、もう一つは、国民にかけられた森林、林業に対するいろいろな期待、これは最近のようにいろいろな形での自然保護、公益的機能の多様な要請がございますが、その要請にこたえていく具体的な位置づけが森林計画に明確になつてくる、こういう点でたいへん評価できるものだというふうに思っています。

ただ、若干の懸念がございます。それは、私は岩手県に住まいをしておりますけれども、御承知のとおり、岩手は最近、東北新幹線、高速自動車道等の着工がすでに進んでおりまして、たいへん土地ブームを巻き起こしております。参考までに申し上げますと、私どもの調査では、昭和四十七年四月からことしの三月までの一年間の林野の移動を調査してみてもおきまされども、これによりまして、市町村を窓口として経由したもののだけをとりましても約一万三千ヘクタールの多きにのぼつております。その多くは、ほとんどが土地の使用目的がいまだ明確にされてないというふうなものが多いわけでございます。そのことによりまして、たとえ小団地の開発行為にいたしまして

も、これがたとえ共同で林道を通すとか、あるいは共同で伐採をするとかいうような、その地域として有機的な施業計画を組んでいく上にあたりまして、小団地の開発事業といえどもかなり困難になつてくる場合がございます。したがって、それに基いて長期的な施業計画の変更自身に余儀なくされる、こういう事態が間々見受けられるのでございます。林業は非常に長期的な計画に基づく経営でございますので、開発の許可の要件の中に、環境の悪化を生じない場合というように、きわめて抽象的な表現で出ているわけでございますけれども、林業経営という立場から見まして、林業経営の地域循環を破壊しない、計画性を破壊しないというふうな立場からもこの許可問題をお考えいただけたらというふうに思っております。

と同時に、今回の計画制度が描いております理想を実現していくためには、これに伴います林業の育成措置というものが当然必要になつてまいります。先ほども参考人の方からたいへんものも御意見があつたわけでございますが、実は山村民、林業従事者というものは、実際は被害者であるにもかかわらず、加害者であるというふうな受け取り方を現にされておる。それは一体どういうことかと申しますと、山村住民、林業従事者というものは、実はいままでの林業技術の中におきましては、大面積な皆伐、無計画な林道の延長、これは地域の林業の循環を将来的にはこわすものである。それは、いまは食えても将来その場所に永住して食えなくなるといふことはわかつていても切らなければならぬという実態があつたわけでございます。それはやはり生活がかかつておるからでございます。そうした実態をわれわれは森林政策の中で何とか解決していかなければいけないだろうというふうな考えです。これには林業技術で解決できる面とできない面とがあらうかと思ひますが、少なくとも林業技術で解決できる面、たとえば綿密な森林の保育管理をやるとか、あるいは

は択伐、抜き切りでありますとか、あるいは小面積な面伐でありますとか、そういった新しい森林施業の技術体系が十分導入できるような育成措置、指導措置というものが同時にお願いできたらというふうに思っております。

以上が森林計画制度に対する意見でございますが、第二の森林組合制度につきましては、これは森林組合自身、協同組合でございますけれども、農協等と違ひまして非常に特異な性格を持つている組合であると考えております。それは、農協等が個々の農業における経営部門でそれぞれ横に結合するといふ特徴を持つておるのに対して、森林組合というものは、森林を媒介にいたしまして、大所有者も零細所有者も、また森林に対する考え方あるいは目的の違ひいろいろな階層も、すべて地域として一つにまとめ込んでやつかないかなければならない。そういう点に、いわば垂直的に結合される組織体たざざるを得ないという点に森林組合の特徴があらうかと思ひます。特に森林の重要な機能面でありまして地域の保全、それから自然保護、こういった理念を追求していく場合は、森林組合がやはり森林として結合する、人的結合という側面のほかに、地域森林として結合するといふ垂直的な結合が今後避けられない方向であらうかと考えます。

そういう点から申しまして、森林組合の事業というものは、単なる資材の調達、資金の調達から、生産、流通、場合によっては加工あるいはまた関連産業まで同時に取り上げなければならぬという、いわば総合事業体としての性格を持たざるを得ない側面を持つておると思ひます。今回の一部改正におきましては、そうした森林組合の多面的な要請、森林組合存立の基礎といふものに照らして有機的な事業の活動を計画いたしましたのだといひまして、事業範囲、組合員の資格範囲の拡大等の措置が講ぜられたことは、まことに適切であるというふうに考えます。

それで、管理運営面の問題につきましては、先ほど申しましたとおり、本来森林組合は垂直的な

結合をもつて結合せざるを得ない性質を持つておりますので、いろいろな森林に対する要請を受けとめ、これを実現していく性質を持つておりますので、ここに一部改正が考へております。総代会の権限強化でありますとか参事制度等の導入によりまして経営体制を確立していくという方向がどうしても必要になってまいりますので、こうした組織面の充実をはかったことは、それなりに意義があることと考へるわけでございます。しかし、これは森林組合合併助成法の運用とも関連するわけでございますが、若干留意すべき点が残されているかと思ひます。それは、森林組合は協同組合ではございませうけれども、現に現在の資本主義の社会の中におきまして利潤競争のもとで経営体制を整えていくという特徴を持つております。したがって、資本体、経営体としての内容を充実していくというところは当然避けられない方向として存在するわけでございませうが、資本体、経営体としての論理だけが先に進んでまいりますと、割りの悪い零細な事業、零細な森林所有者の要請というものが二の次になる心配も一面あるわけでございませう。そうした零細な森林所有者の要請というものが多面的にこたえていくような、本来の協同組合の発展というものの方向を何とか明らかにしていただいて、それに対する育成を考へていただきたというのが願ひでございます。しかし、現実には森林組合の活動を私ども見ておりますと、従前森林組合が弱体であつたがゆゑに、森林所有者として、地域住民として当然受けるべき権利を受けられないというような実態の組合もございませう。そうした組合というものが、組織の強化、合併等によりまして組織管理体制が確立をしてまいりまして、森林所有者の要請にこたえているという実例も幾つか見ておりますし、また、新しい組織体制、大規模化の方向をたどつた組合におきましては、森林所有者と組合を結びつけます新しい組織づくり、いろいろな形であらわれておりますけれども、たとえば森林組合青年部でありますとか、あるいは部落組織でありますとか、そういった新

しい組織体制に近づきます組合員との関係、こういうものが始つてゐる組合も見受けております。そうした上部レベルの組織問題にとどまらず、組合員と組合という末端レベルの組織問題の解決、その育成というものが当然必要であらうかと考へるわけでございませう。

以上、森林計画制度と森林組合制度の問題につきまして参考人の意見を申し上げます。

○佐々木委員長 次に、森谷参考人をお願いいたします。

○森谷参考人 初めにお断わりしておきますけれども、特に、日光の自然を守る会として、私たちは一党一派に偏せず、自然保護についてでも、公明党でも、民社党でも、何党にでも出かけていってお話をし手伝ひをしていただくという立場をとつておりますので、その点あらかじめはつきりさせておきます。

それで、先ほどもひものついた封筒に資料をお配りしておきましたけれども、ここに一番最初に要点を書いてありますから、それに従つて申し述べていきます。

まず第一番目ですが、諸外国と日本の自然保護についての考へ方が非常にかけ離れている点についてあらためて認識していただきたいと思ひます。というのは、(1)に書いてありますように、ハワイなんかで、戦争中かと思ひますが、防空監視所をつくらうとしたところが、自然保護団体の反対にあつて引つ込めたという例もあります。英国でも同じような例があります。特にまだ耳新しいことは、その下の段にありますように、オリンピックよりも自然保護だ。去年の秋のころですが、これは資料1の新聞のプリントがそこにありますけれども、コロラド州のデンバー市民、税金のむだ使いと自然保護という立場で冬季オリンピックを返上したということですね。それに引きかえて日本の場合どうでしょう。去年は、たった二日間の競技のために六億三千万円をかけてコースと施設をつくりました。そして、破壊した森

林を復旧するために一億六千八百万円を計上しております。ところが、去年の春の段階でそのうち何をやったかといふと、スタートハウスを撤去しただけである。この点については、私は朝日新聞の「声」欄に投書しまして環境庁の返答を聞こうと思つたのですが、新聞の投書は出ましたけれども、環境庁の返答はいまだにいただけておりません。スタートハウスを撤去してその後何をやったか、さつぱり聞いておられません。こういう状態ですね。自然保護あるいは森林保護という立場はまるつきり欧米人と違ふ。はなはだ残念に思ふのです。

二番目としまして、開発途上国の自然保護です。文明の程度は日本よりはるかに低い——と言つてはおられるかもしれませんが、たとへばアフリカのある国の大臣が日光に來まして、そのときに栃木県の観光課長、現在の観光課長ですが、案内したそうです。これは去年だと思ひます。そうしたところが、一体この日光国立公園にどういふ動物が何頭いるかというのを聞かれたそうです。全然答へることができないで非常に恥づかしい思いをしたということをじかに観光課長からお聞きしております。

それから、先週じゅうずつとNHKで夜の七時半から「アジアの自然」というのを放送してございまして、インド、それからスリランカ——セイロンですね、それからジャワの自然保護のフィルムをやつておりましたけれども、ああいう開発途上国においてすら、国立公園の研究あるいは保護ということにかけては日本よりもはるかに先進国ですね。セイロンなんというのは非常に狭い国でありますけれども、完全に立ち入り禁止にしてございませう。ところが、日本の国立公園はどうでしょう。先ほど述べたとおりで、日光地区でさえも、どの動物が何頭いるかすら全然わかつておりません。

それから三番目に、もう一つ非常に残念に思ひますのは、これは毎日の新聞をごらんになるとわかりますけれども——中央新聞です。国立公園地内にあるということ看板にしまして別荘地の売り出しが盛んに出ております。これは外国人が聞いたらほんとにびびりするに違ひないですね。国立公園というのは、自然を保護して、大事に——そういう別荘地の切り売りのための国立公園ではないはずですからね。ですから、私は前から言つておるのですけれども、どうしても買ひ上げを国で規制できないようなところでしたら、あるいは町中に近いようなところでしたら、これは国立公園の中からいっそのことははずしてしまふ。それから、どうしても必要なところであつたらば、国で買ひ上げて国有地にして、絶対に切り売りをしないようにしてもらいたいということをこの際諸先生方に訴へたいと思ひます。

それから大きな項目で二番目ですが、森林破壊については先ほど田村参考人からも話がありましたけれども、主として山岳道路による森林破壊、しかも国立公園地内、あるいは国有林関係についてお話ししますと、これは日光那須地区については、資料2の2及び3に出ております。たとえば、資料2の赤マルでしるしをつけてあるところを開いていただきますと、これは日光市役所の公表してない文書をわれわれこっそり手に入れました。それを複写したのですが、このとおり日光地区でも自動車道路がつくられた場合にどうなるかという事です。それを一体日光市長が考へてゐるのかどうかですね。考へてないようです。これは開発組の市長ですから。

それからもう一つは、資料3のほうにあります裏男体林道です。これは二年ほど前から計画されておりました、われわれがそのころから反対を始めたもので、いまだに表面に出てこないのです。県を通じて環境庁や林野庁に、あるいは運輸省にも計画が出るらしいのですが、まだ県の段階に出てきておりません。反対が相当早くから進んでいるもので、出しにくいらしいのです。

ここで特にわれわれが問題にしたいのは、男体山の東側千八百メートル近くを通りますから、これは当然亜高山帯でありまして、富士スバルライ

ンで見ると、非常に森林破壊がはなだしくなりまふ。それと同時に、この資料3の地図の、荒沢と書いてあるところのちよつと上、これは日光の清滝のすぐ裏です。ここはシカの越冬地でありまして、ここの一月二十五日にNHKの総合テレビで、朝七時二十五分からだと思ひましたけれども、十五分間、このところを放送しました。ほんとうに野生状態のシカで、一つの画面で百頭余りの群れが日本で簡単に見られるところはここぐらいじゃないかと思ひます。農工大学の先生たちがここで特にシカについて詳しくやっております。しかし、どれだけ面積に何頭のシカがいるか、それすらいまだにわかつておりません。私、営林署や、それから林野庁に言っているのです。ひとつ、この日光地区のシカの越冬をせつかく農工大学の先生方が調べているのですから、国立公園のそういう動物の生息のモデル地区にしてくれないか、そういうふうに、アフリカの国立公園の人に聞かれても恥ずかしいような答えができるようにやってくれというのを申し上げているのですが、いまだに実現しないのは非常に残念です。これもひとつの委員会に取り上げていただいて、そういうふうに関係上上の国立公園行政でさえも見習うべきところがたくさんあります。ぜひやっていただきたいのです。

それで、なぜ山岳道路をつくりたがるかと申しますと、まあ、あまりはつきり言いますと差しさわりがありますけれども、大抵県の道路公社でやっているのが多いですね。ところが、道路公社の社長といふか、一番親玉が知事さんが多いのです。そして、国有林ですから買収費が要らないわけですね。そういうところの道路をつくる名目としまして——私、これは栃木県の知事にもはつきり聞いています。老人や子供が案に国立公園を利用できるようにということが一つの名目になつています。これはとんでもない言いわけですね。去年八ヶ岳に行きまして、五歳と七歳の兄弟が親子連れで登っているのを見ましたし、それから日本で二番目に高い北岳、ここでは去年の夏や

はり八歳の坊やがおかあちゃんに連れられて登っているのを見ました。ことしは白馬岳で子供に会うたびに年に年を聞きましてけれども、一番最低のが六歳です。女と男ですが。これはことし四人に会いました。白馬は非常に簡単に登れるようですけれども、最後に会ったのは、登りですと小屋から小屋までの間六時間くらいかかるのです。そこを六歳の坊やが登っています。それから大雪渓を登つても、まあ早い人はかなり早く行きますけれども、子供でしたら四時間ばかりかかりますね、それですうちゃん登っています。老人や子供に行けるようにというのは、これはもうほんとに山を知らない人に対する言いわけにすぎないのです。日本じゅうの山で、五歳程度の坊やでしたら行けないところはあります。

それから二番目が、過疎対策として山岳道路をつくるよく言います。ところが、これも、たとえば福島県の会津の只見の黒谷というところまで私の家のところから百五十八キロあります。ことの四月十八日に行きましたけれども、百五十八キロ、いま車で五時間で行きます。ほとんど舗装道路になりました。以前ですとこれはたつぷり六時間かかりました。で、非常におもしろいことを聞きましたのは、黒谷の出身の人が福島につとめておりました、車の轡を只見の町に置いてあるのだそうです。土曜、日曜になりますと、五時間くらいですから簡単に帰れるのです。なぜこの只見に車の轡を置いておくかといふと、税金が安いのだそうです。冬の間、半分車が使えないので、ちょうど福島あたりとの税金の差が半分ださうです。そういうふうになりまして、過疎対策にならないのです。奥会津地方では、道路をよくしたためにほとんど若者がいなくなっている。いま申し上げたように土曜、日曜に若者が帰ればいいのですから。

それからもう一つ、六月の下旬に山形県の月山に行きましたけれども——私は月山のふもとの生まれでして、十五歳になりますと月山に登ったものです。そのころは途中まで電車あるいはバスで

行きまして、志津というところがありますが、ここまで乗りものに乗りついて行って、それから途中から歩いてくる一日でそこまで行って泊まったのです。ところが、この間行って驚いたのは、山形から全部舗装道路になりまして、山形から五十五キロです。車で一時間半です。ですから、私の生まれたところからだと三十キロくらいでしようが、それが、まる一日かかって行ったところが、いまでは山形まで車で三十分、通勤距離ですね。そうしてもう一つそこで驚いたのは、旅館の前で鉄筋コンクリートの二階建ての分教場があるのです。ところが、学校の生徒が現在わずかに四人ださうです。そのうちの三人が先生のお子さんだというのを聞いて、これは道路をよくしても過疎対策にはならないということをつくづく感じました。過疎対策だけについては、道路はかえって逆効果をもたらしている。むしろ、何か産業を興すとか、若い人を落ちつかせるための別な対策を考えなくちゃいけないということをつくづく感じております。

第三番目が、車の過密対策として、たとえばこれは日光あたりで市長がはつきり言っております。いま、第二いろは坂ができて登り専用になりましたけれども、シーズンになりますと二万台の上の車が来て非常に混雑する。それで第二いろは坂のものを裏山林道を拡張してやるんだということをやっています。

それから駐車場の駐車能力が、日光の場合、もう現在でシーズン中では手一ぱいですね。それで駐車場を兼ねて男体山の裏を通す道路が必要であるということをやっています。これも道路をつくるほうの側の言いわけにすぎないですね。

御承知のように、東京でもそうですし、地方の都市でもそうです。狭い道を舗装しますと、大通りからわざわざ裏通りを通るようになって、非常に住民が迷惑しておりますが、山の場合に、迷惑するのは山そのもの、自然そのものなんです。悪いことに、日本人は自動車に乗ると人格が変わるんですね。それでシャクナゲを引つと抜いてみ

たり、たばこの吸いがらは捨てる、ジュースのかは捨てる、至るところ、そういう例はもう具体的にあげるまでもありません。ですから、どうしても必要な道路であれば、前の大石環境庁長官がおっしゃったように、高いところはトンネルにすべきだということを私ここで申し上げたいと思います。特に、半年間も雪に埋まって使えないような道路はつくるべきじゃない、トンネルにすべきであるということですね。

第三番目として、そのように山が混雑する、たとえば北岳の場合、去年は二泊しましたけれども、頂上のすぐ下の二千九百メートルのところには小屋が二つあるのですが、私たち泊まったところは、登山杖分のところに六人寝がされました。それでも足りないのです。土間にござ敷いて五人です。それが二晩続きまして。北岳の場合に、バスの終点からわれわれの足で五時間かかるのです。ところが、そういうところでさえもそれほどの過密状態ですね。八ヶ岳の場合には、昔から、山小屋の山といわれているほど山小屋がたくさんあるのですけれども、去年行って驚いたのは、コマクサの群生地として特別保護地域に指定をしておいた根石岳というところの中に山小屋ができています。そしてその地域はコマクサが去年は一本もありません。ですから、これは自家用車だけではないですけれども、自家用車をまず制限しなくちゃならないじゃないかということをつくづく感じます。たとえば自家用車で一人ないし二人乗っていくのと、バスで五、六十人乗っていくのとじゃ、これはもう交通の便から考えても、駐車場の能力から考えても、はるかに違いますから、この点は、たとえばアメリカやカナダの国立公園にならって、公園の入り口までは自家用車で走っても、それから先はバスで行って、それからあるところ以上はバスも入れないというふうに、早く海外の国立公園にならってほしいというところをわれわれは二年ほど前から林野庁あるいは環境庁に訴えております。上高地なんかでも

ことしはそういう動きがあるようですね。一方通

行にすると、車の制限をするとか、これはぜひ考えていただかなくてはならない問題であります。

三番目、特にきよう皆さんにお願いしたいのは、緊急に守らなければならない森林として——この間の朝日新聞の日曜版に屋久島がカラーで載っておりまして、屋久島は、御存じのとおり、最近、屋久杉を守る会なんかできておりまして、だいぶ取り上げられておりますけれども、和歌山県東牟婁郡大塔山の一帯の大杉谷です。これは資料4にありますように、ことしの三月二十四日、朝日新聞の「声」欄に私、投書しました。原生林と書きましたけれども、これは、一般の人にわかりやすいように原生林と書いたもので、実は原生林ではありませんで、天然林です。七十年ほど前に伐採して炭焼きをやった形跡があるのですけれども、非常に原生に近い森林であります。

森林が非常に複雑である例としては、資料6で、千葉大学の沼田先生が書いておられます。「知られていない山」として出ておりますが、この大杉谷は、尾根筋で海拔が七百から八百くらいのところなんです。ところが、ブナの下にシャクナゲがあったり、この辺の関東地方あたりにある木の姿と非常に違った育ち方をしているのです。一言で申しますと、四千ミリからの雨量のために、木がわれ先に上へ上へと伸びようと思つて、関東地方ですとぐねぐねと曲がつて伸びる木が、向こうでは一直線に二十メートルぐらい伸びる。そういう森林ですね。沼田先生も書いておられますように、温帯多雨林——熱帯多雨林に対して温帯多雨林と名づけたほうがいい。この沼田先生の論文のおしまいの一六二ページにありますように、国有林なるがゆえに長く維持されてきたものが、最近国有林なるがゆえに行政的見地から大造林で伐採されようとしております。

この温帯多雨林は、四国にも九州にもなく、わずかにこの和歌山県の南部にだけ残された林です。資料5にその場所が示してあります。大杉谷は大杉三百ヘクタールですが、そのうちの二百何

十ヘクタールは来年度から伐採計画に入つて、現場の人に聞きますと、この資料5の右側、赤いマールで大杉谷を囲つてありますが、ここに自動車道がすでに入つておるそうです。この北に接する黒蔵谷のほうは大蔵谷林局で伐採予定はないそうです。これが約三百ヘクタールです。この八月に林野庁の指導部計画課長補佐に会いまして、これを残してくれというのを言いましたのですが、大杉谷はあくまでも切る計画である、そのかわりに、下に横線が引つてあります「植林」と書いてあるところの東側に中小屋谷と書いてありますが、この沿線を約二百ヘクタール残すんだというのを言つております。細長く残すのですね。これはあまり意味がないので、黒蔵谷と一緒に大杉谷をひっくりかかして、広い面積、約八百ヘクタールですが、これを全部残すようにひとつ皆さんにぜひ働いていただきたいと思います。学術的に非常に貴重なところなんです。

林野庁なんかの話でも、屋久島の場合ですと、労働者が三千人ですか、その失業対策的な意味もある。それから大杉谷の場合でも、林野庁で課長補佐の方がはつきり言つていました。地元の人、働く場所を得るためにこれを伐採してくれというのを言つてきています。地元の労働者対策で貴重な森林を切るというところは——石炭でも鉄でもそうすけれども、炭鉱がなくなれば、労働者がそこになくなるのはあたりまえです。屋久島の場合には、いつかは屋久島の杉がなくなるんだから、労働者も、それが来てもしかたがないというのをよくよく納得しているそうです。大杉谷の場合でも、そういう目先の対策だけでなくて、国家百年の大計としてぜひ守つていただきたいと思います。

おしまいにしましたけれども、ゴルフ場の問題です。これは資料7にあげてありますが、右上のほうですね。ゴルフ場は現在全国で六百八十あるそうです。ことしの五月二十六、七日の山形県羽黒山の全国自然保護大会のときには、法政大学の先生がゴルフ場について非常に詳しく調べてき

まして、そのときの報告では六百八十一というところでした。栃木県の場合は、下の切り抜きのように、既設のゴルフ場が十五、現在六十三の新設事業が進んでおつて、全国一だそうです。そして、この切り抜きの下の段のまん中ですが、七月十日現在でゴルフ場用地は九千二百二十ヘクタールで、県土の一・四二%に達するそうです。栃木県の方針としては、県土の一%まではしかたがないだろうという方針だったそうですけれども、現在まで規制のしようがなかったんですね。それでどうなんふえてるんです。

ところが、最近の様子としては、ゴルフ場はこれ以上ふやしてもだめじゃないかということをや業者のほうでも感づいておるそうです。それはボーリングと同じように共倒れの傾向になってきているのです。県当局、特に観光課の話を聞いてみますと、現在ゴルフ場である場合はまああんなですが、ゴルフ場が共倒れになった場合はどうなるかということですね。それと、先ほどの全国自然保護大会での報告によりますと、ゴルフ場は一体自然かどうかということだといふ討論をやりましたのですが、自然ではないということなんです。先ほどの田村参考人の話でも、ゴルフ場はいわゆる緑の砂漠ですね。そういう考えの方が多いようです。緑があつても、非常に短い緑ですから。これが草原ですと、酸素補給としては非常に重要なんですけれどもね。森林の次に草原が大きいのですが、ゴルフ場の場合には草原までも至らないのです。ですから、ほんとうの自然ではない。現に鉄砲水が至るところで報告されております。

そういうわけで、現在あるゴルフ場でもそういう災害の原因になっております。しかも部落に近いところでもそういうことがたびたび起きております。それから湖、沼なんか埋め立ててゴルフ場にしていくところがありまして、問題になっております。そして、先ほど申しましたように、ゴルフ場のあと、工場になるか、住宅地になるか、栃木県の場合には特にその点で心配しているようです。

以上、簡単に、だいたいはしりましたので、おわかりにくかったかと思いますが、要点だけお話ししておきます。

そのほかにたくさん自然保護についての印刷物がありますから、あとで、もしお手すきの方は読んでいただきたいと思います。

どうもありがとうございます。

○佐々木委員長 以上で参考人からの御意見の開陳は終わりました。

○佐々木委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。島田琢郎君。

○島田(琢)委員 参考人から陳情も交えてたいへん参考になる御意見をたくさんちょうだいいたしましたので、ありがとうございます。

私は北のほうにおります関係から、北のほうの森林を頭に描きながらの質問に限定されると思ひますが、お答えいただきます参考人の皆さん方には、北海道の森林の状態というものを十分のみ込んでいただかない向きもあろうかと思ひますけれども、その辺はひとつ御容赦いただきたいと思います。基本的な問題をお尋ねしてまいりたいと思ひます。

先ほど船越参考人から、大学の森林技術の立場から御意見があったわけでありましたが、特にフランスの例を引かれて、日本の森林のあり方について言及をされておつたわけでありました。それとあわせて田村参考人から、ブナ原生林の自然保護の關係についての御意見もありました。

私も、従来長い間主張してまいりましたのは、森林が持つている国民的な課題といひますか、私も森林を大事にしていく場合における考え方の基本というものを早急に国会で十分の議論をしながら、乱開発やあるいは国民の緑を守る上から逆行するようないことがあつてはならないという主張をしてまいりました。たまたま環境庁等の意見が最近強くなるに及び、森林の問題について、ようやくわが党が長い間主張してまいりま

したものが少しづつ取り入れられるような傾向になつてきたという点については、いかにものろい動きでありますけれども、率直にその辺は評価をしておきたいと思つてゐます。

そこで、許可制という問題が出てまいりましたが、先ほど知事の許可制についても触れておいたわけでありまして、若干抽象的に私には聞こえておりましたので、このお二人に、たとえばブナの原生林を守っていくあるいは森林計画制度の位置づけを明確にしていく過程において、その地域の知事の果たさなければならぬ役割について、は、具体的にどのようなお考えになつてゐるかを、まず第一点にお尋ねをしたいと思います。

○船越参考人　ただいまのお尋ねでございますけれども、私自身十分整理をしておりませんので、的はずれになるかと思つてゐますが、あしからずお許しいただきたいと思つてゐます。

今度の許可制の内容を伺つておりますと、先ほど私が申し上げました六三年のフランス森林法におきます許可条件の場合は、かなりその許可の前提になります森林内容というものを的確に規定しているわけでございます。その点、今度の一部改正の中身を見てみますと、保全上重要なところはまあろんでございますが、環境条件を悪化しないというふうな抽象的な表現で許可条件があつたように記憶しております。そういう点で、はたして環境条件というのをどのように考へていくのか、これの解釈のしよによりましてかなり許可基準というものが流動的になるのではないかと、いろいろ考へておるわけでございます。

それで、その権限が知事に与えられるわけでございますので、これはやはりその具独自でいろいろばらばらな許可基準というものに基きまして運用がなされる問題があらうかと思つてゐますので、全国的な将来の森林のあり方とからみまして、許可基準の内容にありまして三項の内容というものをかなり明確に詰めておく必要があるのではないかと、いろいろ考へるわけでございます。

非常に抽象的に申しわけございません。いま申し上げられることはそれだけでございます。

○田村参考人　ただいまの御質問にお答えいたします。

確認したいと思つてゐますが、一つはブナ原生林を守る基本的なこととしてございましょうか。いま一つは知事の許可をどうすればいいか——わかりました。

それでは、ブナ原生林を守る基本的なことといふのは、やはりブナ原生林がどういふ機能を持つてゐるかということの明らかにしておきまないと、なぜ守るかということの説得に欠けるのではないかと、これは私から申し上げるまでもなく、ここに両先生方もおられますので、ブナ原生林の多面的な機能というものはもうかなり新聞報道でもまた報じられておりますので、一々申し上げることはないので、最近になって、ブナ原生林は単なる資源ではないのだ、公益的な機能を持つてゐる。その公益的な機能の一つは水源涵養である、いま一つは大気の浄化能力である、また動物の繁殖である。またいま一つ忘れてならないのは、人間に与える緑の効用といふ点で、情緒的な面である。国立公園の中に行つてブナ原生林がある、その中に人間が入りますと、それだけで、ああいいなと思つてこの緑の効用、精神安定剤的な面、こういふたようなものを含めて今日の公益的機能というのではないかと、いろいろに承知してゐるわけでございます。それがブナ原生林を守る一つの基本的な考へ方ではないかと私は承知してあります。

いま一つ、知事の果たす許可でございますが、これは先ほどの参考人の御回答にもありましたように、各県ばらばらでやつていくということでは非常に問題があるのではないかと、いろいろ考へます。ただ、今日の国有林というのは、御承知のとおり、明治維新の廢藩置縣によつて、まあ中央政府に反対したところは全部取り上げて国有林にしたといふふうな、そういう政治的な経過もございますし、岩手県などは自分の裏山が全部国有

林で、一木一草とも取れないといふふうな、非常に実質的な生活と矛盾した面もあつて、国有林開放運動といふものが最近まで叫ばれてきたわけですが、私はそれと別の意味で、国有林はある程度自治体に開放すべきでないかという個人的な考へを持つておられます。

これはなぜかといふと、そういう単に資源として活用するから、都合が悪いから国有林を開放せよといふのではなくて、今日の国有林というのは、一つの国家権力の名のもとにおいて地域住民の生活を破壊してゐる。国家権力のもとにおいて地域住民の生活の根本的な基本になるべき自然環境を破壊してゐるのかどうか、許されるのかどうかといふ、そういう生存権、また基本的人権という面から、非常に私は矛盾を感じるわけなんです。

ですから、それはあくまでも環境保全というふうな立場で見ると国有林の開放にとどめるべきなんです。ところが、そういう点からいまして、単に知事に許可の権限を与えるといふにしても、それがそここの状況によつて知事の判断でなされるのではなくて、やはり公益的な機能というものの再評価、評価をなす、言ひなれば、ランクづけをなして、それをなさない限りにおいて、ただ知事が許可する、しかもその許可は、いまは森林法の縦割行政の中でやられますから、どうしても森林資源というふうな感覚、そういう森林サイドでの許可になつてしまふおそれがある。

そうなりますと、公益的な機能を持つてゐる、その公益的機能というものが陰に隠れてしまふおそれがある。ですから、この許可を知事に与える条件としては、あくまでも環境保全サイドといふことの付帯条件をつけない限り、単に森林資源としての、山林資源としてのサイドでの許可は、これは許可すべきではないだろう。そういうことを法的にももう少し明確にしていだかなければ、許可してもナンセンスであらうといふふうな考へます。

先ほど申し上げましたが、それにはやはり今

日の国有林という地帯区分があるから、民有林という地帯があるからといふ考へ方ではなくて、日本列島を環境保全地区にして、その中で森林経営地区、森林生産地域といふふうなものを新たに定めて、その中で国有林、民有林という再配分をしていかなければ、日本列島の環境保全というのとは基本的には守れない。単に国有林だから森林生産をする、ここには公益的な機能がある、そういうふうなところのあと追ひ行政であつてはこれはだめであらう。特に環境保全といふのは先取りでなければ十分条件を満たすことはできませんので、やはり日本列島すべてを環境保全地区に指定しまして、その中に森林生産地域といふものを新たに定める。そして、その中に個々にまた流域別、また一筆一筆でもよいでしようし、または林班界といふものでもよいでしようし、小林班でもよいでしようが、その中でやはり公益的機能の再評価、ランクづけをしていく。それに基づいて知事が許可をしていくといふふうな、そういう科学的な根拠を持たせて知事の許可を与えるべきではないかと考へます。

○島田(環)委員　ちょっと私の質問のしかたもまずいのですけれども、特に田村参考人に、ブナの原生林に限定してのお話の中で、私としてはブナばかりじゃなくて、全国的にいろいろな樹種がありますが、特にブナとお考へになつたのはどういふ意味なんですかといふことも実はお聞きをしたかったわけでありまして。

ただ、時間がありませんから次に移りますけれども、いまいろいろ参考人の皆さんの御意見、私どもも自然破壊、いわゆる自然保護、こういふ問題のサイドから日本の森林といふものを見直さなければならぬ、こういふことを言つてゐるわけですが、ただ、一面では木材の需要が非常に逼迫をしてきてゐる。国内の木材の要求に対してこたえ得るものも一つ出していかなければ、緑だけ守つてはいけなないという側面を、今日の課題として日本では非常に強く持つております。ですから、これをどういふふうに融合させていくの

識、使命感、価値観というものをもちと変えさせていく、そういう努力を内部的な機関としてやるべきではないか。それに助言するのは学者もおられるだろうし、また林野庁という行政の最高機関もある。これらとタイアップして森林組合の幹部諸君のものの考え、山林に対する考え方を交えなければいかぬのではなからうか、こういう気がいたします。

そういう観点から、喜多参考人は乱売買、乱開発をどうも人ごとのように考えておられる。やはり外部矛盾でなしに、内部矛盾として取り上げて、反省もしながらどうするかというのをもちと考えてもらいたいという気がするのですが、この点についての御意見を聞かしていただきたい、こう思います。

それから田村参考人ですが、非常に参考になる御意見を聞かしていただきましてありがとうございます。思っておるわけですが、まず、いま自然保護という立場でいろいろ地方の住民団体ができている。自然を守る会またどうしても自然を守っているというところ、自然保護の立場から、名称は違っておりましても、いろんな会ができています。これは御承知のとおりだと思っております。この会が自主的にいろいろな努力をしておられますけれども、これらの機関と行政機関との関係、これは私たちが見ておると十分とはいえない。この連絡調整、要するに森林行政機関、たとえば市町村または森林組合、また県、国、そういうものがいろいろな開発計画、地域開発その他たとえば森林法に基づく施設計画、そういうものを立てる場合に自然を守る会との連絡、意見調整、協力、そしてまた調和をはかるためにどういう連絡をしていったらいいのかというところが私たちが関心を持つところなんです。今後どういう方法をしらいいかというところの御意見があれば、そういうものをひとつ聞かしていただきたい、こう思います。自然を守る会とは国というよりか、これは地方の府県の段階で大きな役割りをしてもらわなきゃならぬ。そう

いう役割り、任務からいって、この連絡調整というものが非常に大切だ、こう思っておりますので、お聞かせを願いたいと思います。

それから船越参考人に聞きたいのですが、いままでの制度的矛盾点をいろいろ言われました。それぞれの具体的な実例をあげられたのですが、まず、いま中央には中央森林審議会というものがあ、府県には都道府県森林審議会というものがあ、府県には都道府県森林審議会が私たちの目から見ると十分活動をしていない。現行あるこれらの森林審議会といった制度が十分活用されていないところの欠陥というのについてどういう見方をしておられるのか。この点についてひとつ今後——まあ、森林組合の特徴その他いろいろ言われました。言われましたが、それぞれの機関に住民の気持ちを十分集約していく、そういう役割りを持つ府県の森林審議会という制度がありながら、これらがいまは休眠状態だ。そういう点はどんな法律、どんな制度をつくっても、なぜそれが現行制度の中で十分生かされてこなかったのか、どこに問題があったのかということの取り上げ方というのか分析のしかたをお聞かせ願いたい、こう思います。

それから森谷参考人にお尋ねしたいのですが、私は、高度経済成長政策ですね、いまや、この数年日本列島に住んでおる一億の人々の総移動の時期だ、こういうところをみんないしているし、われわれもそういうところをみんないしている。一億の人間が総移動している時期の段階で、そこにはいままでの慣例、慣習を破りながら——破らざるを得ない。そしてたとえば一つの林道をつくるにしても、住民感情からいって、あくまで観光道路ではないんだ、これは生活道路だ、生活道路だからわれわれはどうしてもこの道路がほしいんだというような理屈が生まれてくる。だから、そういう観光道路か生活道路かというところの問題点が、われわれ政治家としては非常に判断に苦しむところなんです。そういうことで、人口の総移動の時代にそれぞれのいままでの慣例というものが破られ

ていくというふうな気がするので、そういう点について学者的な立場からどうとらえていったらいいのかという、要するに、国民の定着性がだんだんなくなってくる、そこから地域開発というものが行なわれてくる、こういう気がいたします。

それから、要するに、山林を守る、森林資源をいろいろの名目で公益的機能を発揮するということと守ることはだれも異存はないけれども、そういういまの日本の政府の経済政策からくる問題、要するに、所得の低いところを高めていくためにどうするかということ、これは関連して考えなきゃならぬ。そういうことで、時間がございませぬから、四万々にひとつ簡単に答えを願いたい、こう思います。

○喜多参考人 たいだいまのお尋ねでございますが、実は私も、この春以来数回全国の代表者会議を招集いたしました、いろいろ最近情勢を分析し、対策を検討したわけでございますが、特に乱開発の問題、山の買い占めの問題、こら辺の現状から申し上げて、先ほど申し上げましたように、林業及び林地を守る運動、これを全国的に展開するというにいたしたわけでございます。その動機の一つには、いま御指摘のような、山の人間でありながらふさわしからざる行動をする者の中にはないわけではない。これらもひとつ、この際と目と目を光らそうという点もございまして、申し上げましたような林地を守る運動を展開いたしましたわけでございます。御指摘の点につきましては、私も、十分全国の各同志に浸透いたしましたようにいたしたいというふうに考えております。

に啓蒙を続けるというふうなことをすすんでにもうやっておる県もございいます。たとえば栃木県は非常に熱心にこの運動を展開してございまして、私も全国的にこうした点もひとつ大いに強めてまいりたいというふうに考えております。いろいろな面で今後また御指導いただければ幸いと思っております。

○田村参考人 お尋ねの御質問は、自然保護団体と、また自然保護の意見と行政との連絡、調整をどうすればいいか、また開発の調和をどうすればいいかということのように承りましたのですが、私どもは、今日のこういう自然保護運動というのは、一方では自然環境の悪化してきたということ、いま一つは自然に対する国民の期待といいますが、価値観といいますが、そういったものの見方というものが非常に多面的になってきた。それが一つの自然保護運動にも具体的にはあらわれてきたということでございますが、やはり基本的には、非常に申しにくいのですが、日本が議会制民主主義をとっているからには、議員の先生方にかなりこの環境問題というものを根本的に勉強していただきたい。いままでの政治、行政というのは、すべて数字の、指数とか昨年に比してどうかとか、十年前に比して今日どうかとか、全部それを行政なり政治がものしやくし定本にしています。これではだめなのだというのが今日の国民の価値観の多様性というところから、数字であらわれない国民の価値観というものをやはりここで真剣に考えていただきたい。そうなりますと、議員——これは町会議員、県会議員、国会議員の先生方すべてでございまして、この環境問題というものを基本的に考えていただきたいということが一点あるかと思っております。そういう一つの議会制民主主義の中でわれわれの住民の意見をもっともつと強力で反映していくというふうなところが一点必要かと思っております。

二点目は、審議会というものがいままではとかく行政の隠れみのという批判がありますように、

形骸化されてきた感じがいたします。こういったことで住民運動のリーダーなり、またそういった意見、アピールを行なう人たちのそういう審議会に呼び込むなり、また委員にするなりして、常にそういう声を反映させていくということが二点目にあるんじゃないかと思ひます。

三点は、われわれが運動をするときに、何でもかんでも自然保護団体は反対をするということがよく言われます。しかし、この計画がわれわれの耳に入ってくる時にはすべておせん立てができて上がつていくのですね。もうどうしようもない。実力行使でそれを反対せざるを得ない。ですから、そういう点からいまして、もう少し行政が開発計画なりいろいろな計画を持った段階で、机上プランを立てるときに、マスタープランを立てる段階でもっと住民に公にする。言うなれば、ガラス張りの行政をしていくということによって、住民の意見というものが十分取り入れられるし、その調整というのははかれるのじゃないかと思ひます。

それから四番目になりますが、先ほど御質問にございましたように、調和をどうするかということなんですが、私も、自然環境のことに限る限りにおいては、調和ということばはあり得ないと思ひます。なぜかといふと、自然の中に、自然というものは人間のいままでの経済行為をある点までは許容いたしました。ある点からは許容できないという面が如実に今日公害という形で起きておりますから、調和というのはいやうなれば、ことばのあやでございまして、そういう御質問をされた先生もたぶんそういう意味で言ったのじゃないかと、要するに、われわれの経済活動がこの地球の中でまたこの地域の中でどこまで許容されるのか、その許容される範囲内でわれわれの森林経営なりまたいろいろな経済行為というものをやるべきだ。その調和点はどこかということば、やはりこれは、先ほどから何度もお話しされておりますように、地域の自然環境の循環、この範囲内で行なうべきであらう。

具体的な例を申し上げますと、山岳道路は千メートル以上はつくるなどということは、これは根拠あつての話なんです。千メートル以上で道路を切りますと、のり面の植生の再生ができなくなる。要するに、のり面に木がはえない。木がはえなければ、のり面は一方的に崩壊する。千メートルより下のほうですと、のり面をある程度急勾配につくりましても、そこに植物がはえてのり面を保護してくれる。こういった実例もございまして、やはりその調和というのは人間の欲望と自然界の法則との調和ではなくて、自然界の循環の中でわれわれの欲望をどこまで抑えていくかということが一つの調和点になり得るのではないかと思ひます。

○船越参事人 ただいまのお尋ねでございすが、森林審議会に關しましては御指摘のような感想を私も身も抱いておるわけでございします。事、森林に關する基本的な事項を審議する機関であるにもかかわらず、現実には活動が非常に停滯的であるというふうな御指摘でございしますが、一つはその原因というものは、いままでの森林計画制度それ自身が規制力を持つておらないで、いわば計画をつくるけれども、その実行段階までチェックできないというふうな性質を持つていたかと思ひます。そういう点で、ほんとうの下からの森林所有者、林業従事者がみずからの森林計画を積み上げて、その積み上げた上で県段階の森林計画ができ上がるというふうな組織に少なくとも現在なっております。これを本来の下からの森林所有者、地域の林業計画といったようなものが積み上がつて森林計画になるような形で動く場合に森林審議会が本来の機能を果たすのではないかと、この第一点でございします。

それからもう一つは、構成員の内容にも問題があるかと思ひます。それはたとえば林業団体の代表者でありまうとか、森林所有者の代表でありますとかいうような規定がございしますけれども、実はこれはむしろ森林に対するいろいろな要請を直接反映するような機関たらしめるためには、やはり構成員の内容というものをもう少し広く、たとえば一般の市民でありますとか林業労働に従事しておる人であるとか、そういった直接従事者の意見を聞いていくというふうな形のものにすることが一つ考えられないであらうかというふうに私は考えております。

それからもう一つ、末端レベルでの接触が非常に乏しいわけでございまして、年に一ぺんか二ぺんかの審議会が開かれて終わりというかつこのものが多いいのではないかと思ひます。これはやはり審議会が審議した具体的な事項を地元を持ち帰り現地で協議する、そのやりとりから審議会の見識というのを深めていく、こういったいわばやりとりの段階をもう少し丁寧にやっていく必要があるのではないであらうか。お答えになりませんが、以上考えております。

○森谷参事人 観光道路が生活道路かということにつきましましては、先ほど大石前環境庁長官の例を引きまして、どうしても必要な道路であればトンネルをつくるべきだということをおっしゃるはつきりおっしゃつています。それは半年間も雪に埋もれて使えないような道路はつくるべきでないということですね。それに関連しまして、先ほど田村参事人から、千メートル以上の森林は大事だということをおっしゃられましたけれども、中部日本を起点にしますと、大体千五百から六百、日光地方でもそうですが、千六百メートル程度になりますと、千五百からそうですが、御承知かと思ひますけれども、コメツガあるいはオシラビソのほとんど純林になってきます。いわゆる昼なお暗い森林ですね、こういったふうになつてきます。

そういうところで無理やり道路を通した例が日光の金精峠です。御承知のとおり、オリンピックに間に合わさうというわけで、昭和三十九年に突貫工事で間に合わさうとしたけれども、間に合わないのです。で、き上がったのが昭和四十年の十月六日です。ところが、この高さはどうかといひますと、栃木県側のトンネルの入り口の高さが千八百六十七メートルです。これは当然亜高山帯の

針葉樹林帯に入るわけですね。栃木県側は国有林だものですからこのとおり——このとおりと書いても、写真では遠い方は見えないかもしれないけれども、工事用の道路をつくつてめっちゃめちゃに荒らしてしまつたのです。もともとここは非常に岩盤のゆるいところですから、いまだに草がちょっとはえていてるだけです。ところが、群馬県側は十條製紙の民有林なんです。びつたり道路がわきまで木を切つて道路をつけたのですけれども、これは昭和四十五年。約五年たつてみまうと、まわりに五十メートルぐらいはたばたと倒れていふのです。これは風の道になつてしまつて、ばたばたと倒れてしまつていふ。そして下にササがはえてきますと、復活しません。

こういったところの森林はなぜ復活が悪いかと申しますと、これは日光の錫ヶ岳千八百メートルの森林伐採の集材所なんです。この代表的な木がほとんどコメツガです。平均的な太さのものを四板に切つてもらつて、もらつてきたのですが、直径五十一センチ、年輪を数えてみまうと二百七十三年です。非常に生育ののろいのですから、これを自然にほつたらかしておいての復活というのは非常にむずかしいです。人間の大きさに比べてみまうとよくわかりますが、直径五十一センチ平均です。こういったところに無理やり道路を通すとひどい目にあうということです。

それからもう一つは、いまの道路工事のやり方がめっちゃくちゃです。これは資料に印刷してある写真が裏返しになつていふので、こちらのほうがほんとうです。こういった工事をやりますので、地元の人も道路はほしいのですけれども、こういった工事をやられると地元では反対が出てくる。ブルドーザーでがらがらひつき回して、ころろとしてしまつて、幾ら緑化工事をやつてもだめなんです。去年の五月まで一億四千万かけて緑化工事をやっていますけれども、がらがらくずれてきます。これは塩原の温泉が吹き出して、岩盤がくずれてくることになる、そういったところですから、特に亜高山帯の場合には、どうしても必要などこ

ろならばトンネルにすべきである。その例として山形県の月山のところを通る山形―鶴岡を結ぶ道路、これは現在トンネル工事をやっております。これは昔からの生活道路です。それから福島県の会津のほうでも一つトンネル工事をやっているとありますが、それから日光から尾尾に抜ける道路、これも生活道路で、現在トンネル工事をやっております。そういうふうにしてどうしても必要ならトンネル工事にすべきであるという考えを持っています。亜高山帯には絶対に車道を通すべきではないという結論であります。

○湯山委員 簡単に開通してお尋ねいたします。いまのような林道その他によって破壊された場所へいろいろそれに対する批判が集まっております。山はだに簡単に外国のガラスの種を吹きつける、あるいはいまの斜面に対してはヤシヤシ等をところかまわず植える。一応緑は回復するのですけれども、私は、そういうやり方というのは、場合によればもつと大きい意味の自然破壊につながるとは思いません。これを考えています。これは専門の森谷参考人あるいは田村参考人から簡単にひとつ、それはいいとか悪いとかいう御意見を承りたいと思います。

○田村参考人 ただいまの御質問ですが、実際アメリカカンパニオスとかいろいろな植物がございすね。これはほとんど日本の種ではなくて帰化植物といえます。外国産の種類が多いのです。それで、これは不本意の場合ですと、御承知のとおり、一年間滅ではなくて、ちょうど春から初夏にかけて結実―いま結実を終わって種がこぼれている。ですから、一番人の通るようなときに黄色になって枯れ始めているわけですね。そういう点で、春先なんかは緑になっても、夏から秋にかけてはのり面が緑色になっていないという状況がございす。

もう一点は、あれが非常に繁殖をして周辺の植生を変えるのではないかと懸念がございす。これについてはたしか農工大かどこかの先生方が調べた結果では、そう思ったほど種が飛んで

いない。吹きつけたところのほんのわずかの周辺にしか繁殖していないから、周辺一帯の植生を変えるような心配はないのだという報告がつい最近ございしましたが、しかし、緑色にさえずればいいという感覚、あの山はだを切った緑のペンキを塗りつける、名神高速道路の街路樹が枯れるから何か人工の樹木を植える、そういう思想は今日の緑を守るという国民の要求をまさにさかさまにしている、さかさまの自然保護という点に考えますので、基本的には私はああいふふいふものをのり面に植えてつけるというのは反対です。やはり現地にある原生植生でもつてのり面は裁植すべきであるというふうに考えます。

○佐々木委員長 津川武一君。

○津川委員 きょう参考人の皆さんはもとに御苦労さまでございす。たくさん資料もいただいてほんとうにありがとうございます。

そこで、私、青森にいますので、林野庁が独立採算制をとる、どうしても収益をあげなければいけない。材木を切った分だけ何とかな事を済まされなければならぬ。そこで生産性を高めて経済性をやるとすれば、どうしても大企業に山を売るといふことになります。私たちのところでは三葉製紙、ここに大量にトラックで持ち込まれて置かれて、その結果が去年の七月のあの洪水水とがけくずれ、大災害となったわけでありす。その結果がどうなるかという、今度は私たちの郷里のほうではカモシカがいなくなる、野鳥が減る、イワタケなどという非常に大事な植物が行くえがなかなか見つからなくなる、こういうふうなことが出てくるわけでありす。そして先ほど田村参考人が言われたキノコのほだ木のナラの木が―これはナラをほだ木に使ったのが一番よろしいのです。それも遠慮なくつぶされていっている。

そこで、こういう森林の使命を果たさせようとするれば、どうしてもこの分だけこれをお金で数えるというのをやめてしまつて、このところにか

かなり重点を置いて営利という形のをとめなければならぬかと思つておられるわけですが、この点、皆さんに林野庁、営林局、営林署が何とお答えになつておられるか、皆さんがこういう自然を守るために、これが一つ。

○田村参考人 これは伐採と林道が結局二重の自然破壊をしていくという御指摘で、それに対して地元営林署はどう言っているかというところが一点でございす。私どもは、地元営林署には、私どものところでは鶴岡営林署、寒河江営林署、山形営林署、古口営林署、真室川というところの営林署が、その管轄が秋田営林局でございす。そこには二度ばかりこのことで抗議に行きました。また地元鶴岡営林署には再三四回行つております。その場合にどういふふうな言い分をされているかといふと、やはり一点は、山はほつたらかしておいてはだめなのだ。過熟林分、要するに、別なことでは言へば、植物学では極相といひますね、生態系、生態がずっと最後になった極相、これは放置しておけば必ずこわれるものであります。ここに手を加えることによつて豊かな山林をつくることのできるという言い分が一点ございす。それからいま一つは、先ほどから何度も御指摘されているように、山林労働者の職場を失いたくない。またもう一点は、山林労働者と関係しますが、製材、チップ工場なんか林野庁の長期的な施業計画に基づいて多額の投資をしている、これを裏をかくようなことはできない。もう一点は、国民のバルブ並びに木材の需要が非常にあ

は、あなたの方の意見も国民の一つの意見として十分わかる。

こつちのほうの言い方をされるのですが、私どもは決して自分たちに水を引くわけではございせんが、そういう国民と同レベルでもつてこの環境保全問題というのを考えていたのではないつになつてもらひがあかないのです。だから、私ども、何度でも私どもで先ほどから申し上げますように、やはり環境保全というものはこれは基本であつて、その中でバルブ生産なりまたそういう山林労働者の活動なり林野庁の活動がどこまで許容されるかという全く百八十度の発想の転換をしていただきたいのだ、それがわれわれの願いであるというのを強く言つておられます。が、なかなかまだそこまで理解していただけておりません。

それから二番目の抗議の問題ですが、直接私どもは営利会社に抗議には行つておりません。ですが、ただ、チップ材を伐採する山林労働者が地元から林野庁の労働者とはまた違った形で雇われているところがあるとして、そのところには私どもはもう少し何とかならないものかといふことを申し上げました。ですが、直接企業者には申しませんので、どうするといふ意見も聞いておりました。私どもの声も直接は届いていない。ただ、それを、東北の場合は、大かた営林署が許可するという形の国有林がほとんどなものですから、営林署に行けばある程度話がつくであろうという期待感もございまして、営林署だけにしか行つていない実情でございす。

○森谷参考人 先ほどの何を植えるかについては田村参考人と全く同意見でありまして、外国のものを植えるというのはもつてのほかで、そこにある植物を植えるべきです。日光なら日光地区にあるものをまず植えるのはけっこうだと思ひます。そこにハンの木の類を植えるのもけっこうですけれども、それよりかまずそこに草を植えていく、この研究が林野庁あたりでは特に不十分であります。

それから第二点の、伐採について営林署や何かに対する申し入れですが、営林署には直接話してもあるいは現場の人に話してもだめなんですね、

上からの指図でやっているだけですから。ですから、私たちは、比較的東京に近いものですから、林野庁に直接行くことにしております。和歌山県の大杉谷についても管林署には直接会っております。私たちは大阪管林局も通じておりません。地元の方は大阪管林局を通じておるのです。私は林野庁に直接行っておりますけれども、先ほどと同じように、労務対策とか、それからわずかに二百ヘクタールくらいを切つて新たに杉を植える予定のようですが、林野庁としてはまことにけちくさい考えですね。二百ヘクタールくらいを切つて、おそろくかける金のほうが収益よりも多いと思います。

それから民間の材木業者ですが、先ほどの金精峠の群馬県側は私たちがちよつと関係しております。群馬県側では、十条製紙は日光の光徳から北のほうは、私たちの会が発足したときにはすでに全面的に材採を終わらせてしまつて、十条製紙あるいはそういう民間の会社に対しては何ら話をしております。ただ、一つ困つたことは、国立公園でも特別地域ですが、男体山の裏側、これは二荒山の土地でありまして、われわれの会が発足するまでは大規模に百ヘクタール以上の森林を切つておりましたけれども、直接にはわれわれ二荒山に話しておりましたが、われわれの行動に制限されて、現在では皆伐をやっております。抜き切りだけしかやっております。そんな状態です。

○津川委員 私たち国政の中においてもまた林野行政においても、材木を切つてその売り値で事を処する、そういう経済性をやめさせるようにがんばります。

またもう一つには、地域の労働者に対しては必要であれば失対事業を興してでもこのところをやつて、田村さんが山林切るなというあの精神なんか貫いていきたいと思つておるわけです。

そこで、森谷参考人にお伺いしますけれども、金精峠、私もあそこ湯ノ湖のところに小さな記念碑を建てたことがあつてよくわかつておるの

すが、あれはひどくなりましたので、いまあれはとめてしまつて、そしてトンネルを通したいといふ、こういう結論が大体出るのでございましょうか。

もう一つ、私たちのほうの岩木山というところ、弘南バスがスカイラインというやつをやつたら、山が荒れてしまつたのです。それで弘南バスの観光をとめろという意見があるわけですが、こういうことをやつたほうがいいのじゃないかという気もするので、これを森谷参考人からひとつ伺いたい。

それから田村参考人には、今度の法律案を見ましたら、民有林だけ規制しておるのです。一番の親玉の国有林はどつちろが規制してないので、国有林の皆伐などに對する規制の方法などという御意見、これを伺わしていただきたいと思つております。

○森谷参考人 金精峠の何ですか、規制ですか。

○津川委員 有料道路をとめてしまつて、トンネルを通すのはどうしてか。

○森谷参考人 それは先ほど一番最初に申し上げたのとおり、国立公園内の自動車規制は当然やるべきだといふ考え、私たちは二年前からその当時の厚生省でしかにわれわれは主導的な立場で発言しております。現在でもそれを言つております。これはアメリカとカナダの例になつてくれれば問題ないと思ひます。

○田村参考人 国有林の伐採問題はまさに御指摘のとおりなんです、私も森林法の改正案を見せていただいて、その点は非常に不満に思つた点でございまして、そのために一点は、三年間とにかく森林伐採を全面的に中止せよ。これが十年前であつたならば私はそういうことは申しません。と言いますのは、今日の森林伐採しておるところでは、東北の山形で標高五百メートルから七百メートル、中には千メートルを越えたところがございます。こういふところはほとんど、日本列島がまさにそのとおり、急峻な山なんです。急峻な山でしかもこれだけの人口の食糧をまかない得たと

いうことは、やはりその周辺の亜高山帯から高山帯山ろくに広大なブナの原生林なりコメツガとか、そういう非常に原生林があつた。この山からくる、一気に流れ出す水をここで押えて、しかも押えるだけではない、水をたくわえてきた。これが徐々にネコの類ほどの日本列島の耕地に水を常時流し得た。これが日本の農業を——今日稲作が伝わつて二千年、同じ田んぼで同じところを米をつくり得たといふことは水の効用なんです。ね。こういふことを考えますと、われわれのこの亜高山帯また山ろく帯のブナ原生林の効用というものは絶大なもので、日本民族を養つてきた絶大な力があつた。この点からいつても、もうこの限界を、現在の林野庁の伐採している場所はこの最も大切なところをもうすでに通り越しているんです。もうこれ以上一本たりとも切られないというが実情なんです。そのために、全面的に一本たりとも今日きり限りこの林野庁のブナ伐採をやめていただかないと、ほんとに国を滅ぼしますよといふことを、ここにおられる林野庁の幹部の方々に私は強く申し上げたい。特に国政を担当されておる国会議員の先生方に強くそのことを訴えたいのであります。

ですから、三年間伐採を中止する。その間に小林班とか林班界というのを施業計画に基づいて林野庁にはございまして。この林班ごとに広域的なランクづけをやりなさい。現在の水源涵養林といふものは、これは官報を見てもさうです、県の公報を見てもさうですが、まさに公報が出るたびに水源涵養林の解除が必ず何件か載つております。最初に水源涵養林だと指定していきながら、理由もなく解除するなんというところはあり得ないわけですね。これがもういとも簡単に解除されているといふのは、まさに何と心得ているのかと私は強く言いたいのですが、それが現実毎日起こつている。だから、その三年間伐採を中止している間に、広域的機能のランクづけをやりなさい。そしてその中で切つてもいい場所といふものをあらかじめ定めなさい。ですから、日本列島全部を環

境保全地域に指定して、その中で森林生産地域といふものを国有林とか民有林と関係なく新たに指定しなさい。そしてそこで高度な森林の生産をやらばいい。

先ほどどなたかの御質問にございましたのですが、時間がなくて言えなかつたのですが、林野庁はいまの国民の森林の需要をまかなうだけの、森林を生産するだけの土地を十分持つてゐるので、山形でも東北六県でも、ブナを切つたあとにはそのまゝはたらかし、低地でも杉を植えれば杉の植えっぱなし。もつと予算と金をつぎ込めばもつとすばらしい美林ができるところが、全部はたらかしなんです。このところを金をかけてないで、ただ山の本を切ることによつて、ノルマ的な森林行政をやることによつて国民の需要にこたえなければならぬ、これはまさにごまかしです。われわれのしろろとでさへわります。専門家ならまします。ですから、低地の国有林を荒れぼろだにしているところをまず下刈りをして、あそこを高密に杉なり有用樹林を植えることによつて国民の森林需要、木材需要に対する必要量の何%は、もうまるまる七〇%ぐらいまかなえるとは私は計算しております。そしてそこにいまの森林試験場とか林業試験場あたりの研究機関をもつと強化することによつて、年間生長量をもつと高めることが可能だと思ひます。そういうほんとうに木材生産に適しているようなところははたらかして、全然生産量もないような千メートル以上の材木を切つておるなんというものは本末転倒の林野行政だといふことを私は強く指摘したいのであります。

○津川委員 ありがとうございます。

○佐々木委員長 中川利三郎君。

○中川(利)委員 時間がなから一通り質問させていたいただいて、一通り皆さんからそれぞれに御答弁いただいたと思ひます。

まず森谷さんであります。先ほど森谷さんの御発言は、ほとんど国有林に關係した問題であります。いま森林法の改正が論議されております

が、これは民有林を主として規制しよう、こういうわけであります。問題からいたしますと、日光の国立公園一つとりまして、裏男体スカイラインだとかあるいは光徳の林間学校だとか、たくさんのそういう国有林自体のほかに問題があるようないき感じもするわけあります。したがって、お聞きしたいことは、そういういろいろのことで今回の森林法の改正のメリットというか、そういうこととは、事、国有林が除外されておりますから、先生はどのようなお考えを持っていられっしゃるか、こういうことですね。むしろ国有林に問題があるという現状の中で、これをどう考えたらいいかというところについてお答えいただきたいということ

と、もう一つは、先生は何か生物学者でこん虫学者だという話を聞いているのですが、先ごろ林野当局が枯れ葉作戦といいますが、何かたいへんな薬を山林にまく。このことが生物に与える影響なんかもだいたい社会的に論議されましたが、そういう点について、いまの自然の環境を守るといふことで、法案を出しておる林野当局自体にまだそういふ点でも大きい問題があると思うのですが、そういうことに對する御意見なんかを聞かしていただければありがたいと思います。

その次には田村先生でありますけれども、先ほど先生からいろいろ有益な提案を含めての問題が提出されたわけで、私も非常に心を強くしたわけでありました。それにつきましても、ただ、先生の御発言の中に、政党も宗教も自然に対して真剣な配慮がなかったのではないかと、そういうことで、つまり一億総反省の中でこの問題を考え直せ、そう言われることの意図は私は非常によくわかりますが、ただ、この自然破壊というのは急速にある一定の意図のもとに行なわれてきた。つまり政府・自民党の大資本本位、あるいは営林当局の生産第一主義だ、こういうかっこうの中でやられてきたという点を明らかにしないと、問題が、みんな悪いからこうなったということにすりかえられるおそれがあると思うのです。この点をどうお考えになつてゐるのか。

それからもう一つは、列島改造論というものがあります。これは今後ますます日本の国土そのものを高度経済成長の道具にかえていく、こういう状況があるわけでありまして、この中で森林法で規制していく、あれもりっぱにやるのだと言つてみたところで、大もとがそういう状況でありますと、この森林法という部分的な手直しがあつたにしても、先ほどあなたのおっしゃるような衣の下によろい云々ということのいろいろな問題が確かに出てくると思うのです。そういうことにつきまして、衣の下のような具体的な問題としてわれわれは何を考へていかなければならないのか、こゝろ辺をお知らせいたしたい。

それから三つ目は、山の職員の給料です。菅林当局的森林労働者の給料、こういうものも含めて一般会計にしようというお話がございましたが、これは私はいへん賛成であります。ただ、現実問題として、いま山林労働者は通年雇用を受けておられない。ほんとうの季節雇用という中で、非常に身分が不安定な状態、権利が不安定な状態に置かれている。縁を守る山の第一線の労働者がそういう状況の中でどうして日本の山が守られていくのかということで、かねがね私はこれは問題だと思っていますが、この点について、現状の中でこれをどうしていったらいいかということについて、もしいろいろ御意見を聞かしていただければありがたいと思います。

それから喜多先生でありますけれども、喜多先生は先ごろ森林組合の単独立法の問題のお話がありました。当局はこの単独立法ができない理由の中に大きいウエイトをかけているものとして、農業協同組合とのほとんどダブル加入になっている、農業協同組合に入っている方々は農業単独組合にも入っているのだ、この点でいろいろ問題があるということを言われているわけですね。あるいは全体として力が弱いということ、こういうことも言われておるわけですが、喜多先生が森林組合の単独立法は一日も待てない状態だ、こういうことはこういう当局の言い分が一

つの障害になっているわけでありまして、この点をどういうふうにお考えになっているのか。

でも、七万名の労働班がいていろいろやっているのだというお話でしたが、この定着化の見通し、またいま作業班といえどもいろいろな問題があるだろうと思いますが、そういう点で少しくお知らせいただきたいと思います。

最後に龍越先生でありますけれども、先任と森林組合の特殊な性格として、大山林所有者も零細な土地所有者も一つに入って垂直的な結合をつくっていらつしやる、ごういうお話でございましたが、この中でいまの資本主義の経営体としても

られ、本位にいはば、零細の組合員の方々の利益がそこなわれる、こういう御指摘があったわけでありまして、そのとおりだと私は思いますが、今度の法改正の中でそういう歯とどめをどのようにしたらいいか、どうしたら民主的に森林組合が円滑にやっていけるのか、こういう点についてのサゼスチョンといいますか、いろいろお知らせいたがければありがたい。私の質問は以上であります。

〔委員長退席、山崎（平）委員長代理着席〕

○森谷孝考人 国有林が森林法のワクに入らない
ということは非常に残念に思います。自然保護法
でもそれから環境保全法でも大体国有林、そうで
すね。みんなワク外に入っておるものですから、
われわれ、非常に大事なところだから特別地域に
しろと言つても、これはなかなかむずかしい問題
で、この点はむしろ農林水産委員あたりで考えて
願いたいところです。

それから殺草剤の問題ですけれども、たとえげんこうという写真のようになるわけですね。これは日光で最も有名な外山沢の百二十ヘクタールのとこころにカラマツを植えるために草を枯らしたもので、これはもちろん国有林です。ところが、そのすぐ横に、山を守る、鳥を守る林野庁、ぬけぬけとこりいう看板をかけているのです。これは林野庁の感覚を疑われます。きょう持ってきましたのでしたけれども、草や木を守りましょうというのを

写真で写したのがあるのです。このヘンと切
たところの横です。こういう感覚で林野庁がいる
ということ自体がほんとうに自然保護をやってい
ない証拠です。殺草剤は現在では林野労組が反対
しまして、大部分やめているのじゃないかと思ひ
ます。しかし、去年の段階では九州ではやって
おったそうです。ところが、クズという植物があ
りますね。あれにある薬品を注射して枯らした。
地上部は枯れるのですが、その根を取って東京の
和菓子の上等なお菓子屋さんに出しているという
ことを、これは林野労組の人に聞きまして、非常
に驚いた次第です。そういうことが現在野放しに
なっているようです。はなはだ殺草剤は困ると思
います。

○田村参考人 お答えします。

先ほど、政教も宗教もすべて自然界の倫理というものを根底に置かなかつたがゆえにということを私は発言したのですが、実は私の発言した意図というものはそのとおりでございまして、やはり今日の自然破壊が日本の高度成長経済の一つの結果であるということは、われわれはそのとおり認めているわけでございます。ですが、こういう公害問題がどういふ種類であるかどうかということに別にしまして、世界のどういふ共產圏であろうとも自由主義社会であろうとも社会主義社会であろうとも、公害、自然破壊というものは非常にあるわけですね。その国々の体制において非常に問題になつてゐるということは、これは否定できない事実なわけです。ですから、その根底となるのは、われわれが自然界の中でどういふふうな生活機能を持たなければならぬのか、どういふふうな欲望をそこで抑制しなければならぬのかと云う、そういう人間の倫理のなものを考えずして、単に事が起きたからどうだということだけいってためだめではないのか。しかし、いままでの自然保護運動というのは、告発という一つの形で、なぜ起きたかということはある程度國民に明らかにし得たのではないかと思っておりますが、これはいまの御質問者のお話のとおり、日本の高

度成長経済の一つの悪弊である、結果であるという事は、全くそのとおりだという認識を持っております。

それから二番目の、衣の下のようなということ、いまの森谷先生の御発言にもありましたように、木を切っているうちに、木の根っこに、緑を守ろう、山を守ろうという堂々とした看板がいつでも立っているんですね。あまりにも矛盾している。

それからいま一つは、私のところの月山で——出羽三山のところに月山という山がありますが、ここに秋田営林局長が視察に来るといふときの数日前に、鶴岡営林署ではあわてて、緑を守ろうとか山火事をなくそうとかいふものをべたべた張りつけたんですね。こういうところを見て、まさに山を守るということが、ほんとうに国民のために守っているのじゃなくて、その組織の中の職制のえらい人が来れば、そのごきげんとかけるために山を守ろうというふうな看板をかけるなんというところを見まして、森林保全に対しては林野当局は国民のためだといふことを真剣に考えていないといふことを、私たちは現実に現場で見ているわけです。

それから森林法の提案理由説明の中にこういうことがござります。「森林の有する公益的機能の發揮に對する國民的要請が高まる一方、需要の増大に對應して木材の安定的な供給をはかることもまた大きな課題となつてゐる」、われわれはその木材の需要といふのは十分わかるのです。しかし、公益的機能の發揮に對する國民的要請といふものと木材の需要といふものを同次元で考えている限りにおいては、幾ら森林法を改正したってだめなんだというのが再三再四先ほど私が申し上げていふゆえんです。やはり公益的機能といふものをまずわれわれは保持し維持して、そのもとで木材的な需要をどうはかなければならないかという、その維持的なものとして森林生産といふものを考えていかなければならないという意見といふものが受け入れられないといふことのために、衣

の下のよういだという表現を使つたのであります。

それから三番目の、山林労働者の身分保障、また働く場所をどうするかという問題でござります。これは先ほども申し上げましたように、国有林の中には遊んでゐる国有林がかなりござります。木を植えても全然下刈りをしない。何で下刈りをしないんだと言つたら、おまえたちが除草剤を使ひに反対するからだ、こういう返答なんぞござりますが、そういうところにもっと山林労働者の努力をつぎ込むことによつて豊かな美林になつて、國民の木材需要にもたえることができると、また山林労働者の働く場所を保障できる。そういう遊んでゐる国有林の手入れをまずやりなさい、山林労働者の労働の場をそこに提供しなさい、そのことによつて山林労働者の身分なり働く場といふものが保障できると思つております。

○喜多参考人 単独立法の問題でござりますが、私も十数年前からぜひこの単独立法は実現したいといふことで叫び続けてまいつたわけですが、いま御指摘の農協等に組合員がダブル加入しているという問題でござりますけれども、現在の林業の状態、非常に苦しい中に置かれたこの現状の中では、どうしてもいまの協同組合は絶対必要なんです。私もいまの現状のもとで、あくまでもこれは森林組合といふものを主張したい気持ちで一ぱいござります。力の弱い点がございまして、ございまして、これはもちろんわれわれ自体が目ざめて大にがんばる必要はございまして、同時にまた、お役所その他の関係方面でのいろいろな面での御指導、御鞭撻もひとつお願いしたいといふふうに考えております。

なお、この際申し上げておきたいのは、単独立法でござりますが、いまの段階で直ちにということとはなかなかいろいろ問題点もあるようでもござりますが、私もこの間、非常にせつぱ詰まつた要請が下部からござります。下部の突き上げ。私もいまの段階では、とりあえず森

林法の中でわれわれの要求いたします事業の拡大その他をひとつ満たしたいという気持ちで一ぱいござります。

それから林業労働者の通年雇用問題でござりますが、これにつきましては、私も、林業の協同組合といつたしまして今後は林業者の要請にこたへまして、できるだけまとめた姿で協業といふことを目ざしておるわけでございます。仕事をまとめて組合が引き受ける、こういうことを通じましてできるだけ通年雇用を進めてまいりたいといふように考えておるわけでございます。

○船越参考人 ただいまの御質問でござりますが、私も、森林組合は農協等と違ふというお話を申し上げましたけれども、それは森林の経営面から申しまして、やはり団地として一定の面的広がりを持つて、その中で計画的な施業が行なわれり、そうすることによつて森林の機能がよりよく發揮できるという面を持っております。また現実の森林組合は、農協等と違ひまして、極端な五百、千ヘクタールというより大所有者から、一、二ヘクタールの零細な所有者まで包含する一つの組織体、これがすべて組合員であるといふような矛盾関係をはらんだ協同組合であるといふふうに考えております。ところが、完全にこれを中小所有者の協同組合に純化するといふことになりますと、その中小山林所有者のその森林から受けとるいろいろな生産面の利益、それから地域林業から受ける効用といふものが逆に狭められて、協同組合活動を制約していくという一面があるかと思ひます。したがしまして、現実のわが國の森林所有の構造があるがままに認めまして、非常に精神的なことになるわけでございますが、やはりそこは協同組合としての原点到て立ち戻らなければ組合として自己規制していく以外にはないだらう。少なくとも現在の協同組合の中では、特に大所有者を少なくして零細所有者を多くするといふような規制はいまの森林法の中ではちょっとできないのではないかと。やはり組合自

身の問題であるといふふうに考えておるわけでございます。

○中川(利)委員 では、終わります。

○山崎(平)委員長代理 次に、瀬野栄次郎君。

○瀬野委員 森林法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案の審議にあたりまして、本日は全森連の専務理事の喜多参考人、田村参考人、船越参考人また森谷参考人、お忙しい中をおいでいただきました貴重な御意見ありがとうございます。十分参考にして今後審議をしてまいりたいわけでありませう。

御存じのように、昭和四十四年、四十五年から自然保護問題が急激に國民的要請によつて活発になつてまいりました。当時日光をはじめ全国各地を回りまして自然保護の推進にいろいろと努力してまいつたのですが、その節たいへんお世話になりました。この席をかりて厚くお礼を申し上げます。

きよりの貴重な御意見をもとにしていろいろまた検討させていただきますが、限られた時間でござりますので、いまから若干の点をお伺い申し上げます。

まず、岩手大学農学部教授の船越参考人にお伺いしますが、質問の通告もしてないので、いろいろお考えを述べていただければけっこうだと思ひますけれども、国民生活の中における森林の役割、いつも聞くことではござりますが、こういう機会にあらためて御見解を承りたいのです。わが國の森林及び林業を取り巻く情勢といふものが経済的機能に從來は傾斜しておつたのが、公益的機能に新たな展開をしていることはもう十分御承知のとおりでございます。

「山崎(平)委員長代理退席、委員長着席」
そこで、今回の法改正を見まして、私は七月十八日に三時間余にわたつてこの法案に対する質問を展開してまいつたのですが、財政的裏づけがなく、なくといふよりも少なく、事実山林をささえているにない手、こういったものに対する明確な政策が打ち出されていない、かように思つて、

過疎が進んでいる農山村、特に林地等を見ましたときに、何としても農山村で林業に希望を持って従事することが出来る政策を立てるべきだ、こういったことを強く訴え、またわれわれも主張しておるわけですが、この機会に船越参考人のお考えを、簡潔でかつこうでございまして、要点だけお述べいただければ幸いです。

○船越参考人 たいへんむずかしい問題でございまして、簡単に整理がつかないわけでございますが、一つは、従前の林業に携わっているという者にとりましては、これは単に国民経済に対して木材を供給しているというだけではなくて、やはり山村の文化をにない、それから、たいへん表現は当たらないわけでございますが、たとえ土地を手にあてがうようなところによ、山地の保全、山地の保護というものをなってきた層が山村の林業に従事する一面であったのではないかと、それが経済成長のテンポに林業が追いついていないで、そのことによりまして生産性の論理だけが先んじて、保護上あるいは保全上問題を感じながらも、実はいやいやながら伐採してきたという側面が一面あったように思います。したがって、本来山村の保護、山地の保護、保全を真に考えていた山村住民の原点に戻りながら、生活と結びついた保全、生活と結びついた保護、こういった施策の体系を早急に出すべきであらう。その点につきましては、参考意見の中で、真に技術としても少し私ども検討すべき面を持っておりますし、政策としてもたとえ望ましい森林林業、これがいまの制度上できない問題がたくさんございまして、択伐をやりたいとお金がかかって採算に合わない、こういった最近の問題がたくさんございまして、そういった問題を真剣に諸先生方もお取り上げいただければありがたいことだと思っております。

それからもう一つは、山村の人間関係というものがひとつ大きくずれております。これまで林業を守り、山村を守ってきた人間の人的結合というものがやはり存在したように思います。それが最近のように過疎化が進みまして、それから自動車による高速時代に入つてまいりまして、外界との接触が激しくなつてまいりまして、山村を守つていく人間的な、いわば共同体的な結合関係と申しますか、そういったものがくずれてきておりました。私どもはやはり新しいその地域の林業をめぐる人間関係の形成、こういったものを育てる。ある意味では、経済政策と同時に真の文化政策と申しますか、そういったものもやはり必要ではないかというふうに考えるわけでございます。

○瀬野委員 次に喜多参考人、船越参考人にお伺いします。主として喜多参考人からお答えいただければけっこうかとも思いますが、御意見があれば船越参考人にもお答えいただきたい。

森林の乱開発防止対策という問題です。新聞紙上、報道等でもいろいろ乱開発が盛んにいふ問題になっております。そこで、この保全だけでは森林というものは機能を十分に果たせないという点ととも御承知のとおりでございますが、需要の増大に対応して木材の安定的な供給をはかる、そして国民の要請にこたえるという面も大事であります。田村参考人からもいろいろ新たな提案等、先ほどから出ておりましたが、それはともかくとしまして、今回のこの森林法改正にあたりましては、実は森林組合自体が、みずから森林の経営を行ない、またいろいろ作業をすることが出来る道が開かれております。また乱開発の防止も今回の法で規定されております。乱開発防止のために森林組合が林地の転用とか林地造成あるいは交換分合、こういったことを行ない、山林を買つてまた森林をやりたいた方に再配分をするというふうなこともいろいろ考えられるわけですが、それとも、そういったことをやろうと思つても、資金が何しろよく大に要る、結局お金がないために大企業のが当然考えられるし、これがまた問題になるわけですが、さきに喜多参考人からも乱開発の一例をあげていろいろ陳述がございましたが、こういったことを踏まえまして、この乱開発に対しては資金面、いろいろな面でどうするか、どういふように考えておられるか。私は先般の法案審議のときには、実はこういったために適正伐期齢級に至る間少なくとも四十年ぐらいいをめぐに、償還期限四十年、据置き十年、三十年賦ぐらいて、安い利子の、しかも国が利子補給なりこういったいろいろな思い切った措置をしなければならぬのじゃないか、こういったふうな意見を政府に迫つておるわけですが、そういったことを含めてこの機会にお考え、希望なりを述べていただくと大いに参考になる、かように思つております。喜多参考人にぜひお願いしたいし、船越参考人もまた大学の教授という立場から全国を見ておられますから、公平な立場から御意見を承れば幸いです。

○喜多参考人 ただいまの瀬野先生のお尋ね、また御意見、全く私も同感でございます。今回の法改正の内容の大きな目玉といたしまして、乱開発防止の問題、さらにまた、森林組合におきましてみずから山林を取得し、これを今度しかるべき林業者に再び再配分をするのだといったような点も大きな目玉になっておるわけでございますが、御指摘の資金が一番これは問題でございまして、私もせつかくこうした法案が考えられる以上は、あわせて当局におかれましてはこの点の資金の問題をぜひお考え願いたい、実はそう思つておつたのです。仏つくつて魂入れずということわざもございまして、この点が明確にならなければ、これは形だけで何ら実際の効果はないわけなんです。ぜひこの際、私は、この低金利の融資でございまして、あるいはまた利子補給でございまして、適切な手をぜひひとつあわせて当局のほうでお願いしたい点でございます。実は私も私どもからお願い申し上げたい点でございます。この点が実は一番私どももいまだ頭にかかつて、心配している問題でございます。

○船越参考人 私もただいまたいへん御意見を伺いまして、具体的にそれをどう進めるかにつ

きましては何も持ち合わせないわけでございますが、ただ、森林を中心とした金融体系というものは、ほんとうの意味で森林担保金融制度というものがわが国では伸び切れなかったというふうに考へております。これは体系化という問題と、もう一つは森林組合が一切の事業を引き受けて行ないます。いわば組合協業という道もございまして、本旨は森林所有者自身が積極的な生産活動を行なつて、そのむだな部分、不合理な部分を森林組合が協業という形で組織をしていくという方向が望ましいと思つてございまして、森林所有者自身の造林事業を助成するような資金措置、はたしていまの補助融資の体制でいいのかどうかという点に關しては多少疑問も持つておりますので、そのあたりの今後政策的な位置づけをぜひお願いしたいというふうに思つてござい

○瀬野委員 その点は一応、まあ、この場でござい

ますので、そのとおり承つておきます。そこで、船越参考人にもさらに伺ひますが、いまから聞くことは、国内林業の強化策についてどういふふうにお考えであるかということをお見としてお聞きしたいわけですが、端的に言うと、外材依存でなくて、もつと国内で林業を充実強化、いわゆる植林にしても保育にしても生産にしても強化していくべきじゃないか、こういったふうなことをお聞きするわけですが、御承知でございますように、外材輸入が現在五三・七%になっております。統計または林野庁の計画によりますと、五十六年度は六三・二%、六十六年度は六〇・一%、ちなみに九十六年度は三八・三%、こういったことで、戦後植林した木があと十五年ないし二十年すると伐採可能な適正伐期齢級に入るわけですが、すでに間伐伐採のいろいろな問題も起きておりますけれども、いずれにしても、資源はかなり長く不足をするし、外材に依存するということも考へられます。日本の林業資源は総蓄積で二十一億立方メートル、伐採量が四十五年で六千六百万立方メートルでござい

す。ちなみに標準伐採量が当時六千五百立方メートル、こうなっておりますので、百万立方メートルはもうすでに四十五年で過伐をしておるといふような状態ですね。民有林等についてもなかなかデータがはつきりしていないというので、年間生長量と伐採量の問題等、いろいろなところと林野庁にお尋ねし、この間一応の答えは出ておりますけれども、かなりバランスはくずれしております。このうち、私は将来たいへん憂慮をいたして、この林業問題に対しては田中総理にこころを質問をしまして、深刻な理解を一つ与えておるところでございますが、実は政府のいろいろな計画を見ましても、外材の開発輸入促進に積極的な力を入れておる。近く外国の食糧並びに林業問題の調査にも派遣される予定になっております。これは当然のことであるけれども、世界の木材は輸出をだんだん制限する方向で、資源も少なくなつていくという状況になっております。日本の林業資源も需要に充足できる木材は不足しておりますのでございまして、外材輸入に求めることは当然でありますけれども、世界の木材の動向を考えたときに、資源開発輸入に力を入れて国内の林業を軽視するといふようなことになっては相ならぬ、こういったことで私はいろいろと警鐘を乱打しておるわけですが、同じ財源を使うならば、国内の林業振興に最も効率的に使うべきである。かといつて、外国のラワン材を切ったあと地等にいわゆる試験林をつくつたり、試験的に造林をしたり、いろいろなことを全然しないわけにもいかないかと思ひますが、やはり国内の緑の回復に使うべきだ、こういった考えを持っておるのでなければ、特に船越参考人はこういったことについてどういふふうにお考えであるか、簡潔にだけついでから、御意見を承りたいと思ひます。

○船越参考人 ただいまの御質問の趣旨でございませうけれども、問題は国内林業優先か輸入優先かという御質問かと思ひますけれども、日本の林業は残念ながら、この間の林政審議会の見通し等を見ましても、どうも昭和七十年ごろまでは

やはり現状ベースの外材輸入が続かないと、日本の国民生活が成り立つていかないというふうな見通しが出ておるようでございます。しかし、御指摘がございましたように、現在の開発輸入の体制が續いていって、一國の経済政策としてこのようないくつかの政策がはたしていいのかどうか、こういった点につきましてもこれは私も申し上げるまでもないわけでございます。すでにたとへば米材基地におきましても南洋材基地におきましてもたいへん深刻な問題を投げかけているわけでありまして、そこで、その外材につき込む資金というものを国内林業につき込むということ、まことにそのとおりなわけでございますが、具体的に国内林業につき込んで、それが現実の家を建てたい国民の要求に即座にこたえるわけにはいかない。やはりこういった時間的なズレというものがあるかと思ひます。したがって、可能な限り輸入量を減らしながら国内林業の体質強化という方向に政策を展開していく、そのためには、私は単に造林面積をふやすということだけではございませんで、現にあるわが國の造林地の中でもかなりの部分が不成熟地であり、成績不良地のものが多々ございまして、そういったものを、もつときめこまかい造林というものを考えていく。

それからもう一つは、山村の林業になつていくにない手というものを育成していくということが根幹であろうかと思ひます。そういう点におきまして、森林組合を山村林業の重要な手と私は考えておりますので、そういう点からも、この一部改正に基づきまして、具体的に森林組合を育成していく、こういった手段を講ぜられるように希望するわけでございます。

○瀬野委員 さらに船越参考人また喜多参考人から御意見を聞きたいのですが、次の質問は、公益的機能と受益者負担という問題です。

私はこれについては、当然制度化をして、今後森林所有者を守り、自然保護または保安林の、国土保全的な意味を持つ森林の造成に力を尽くすべきである、こういった意味から、政府に提案をし、いろいろと質疑を展開しておるのであります。この機会に御意見を承りたいのです。

国民的要請であるところの森林の持つ公益的機能の強化を森林所有者のみに義務づけて、これを受益している者は何らの負担もせず受益をするという現在のやり方は、社会的に問題があると私は指摘したいわけですね。森林の持つ公益的機能を維持増進するための森林施策に要する費用のかかり増し分は受益者負担とするような措置を講ずべきである、このための制度化をすべきではないか、かように思ふわけですね。

一例を申しますと、岐阜県、愛知県、三重県で、木曾三川といひます木曾川は三つの川の上流地帯の森林は、水源涵養とともに国土保全を目的としたものでございまして、他の地域も同じことがいえますが、中部電力株式会社、関西電力株式会社、この木曾三川の組合を設立した当時、七千三百万円の寄付金を出して、それを上流地域の山林所有者に分配し森林の造成に充てる、こういったことになっていくわけですね。近頃山口県でもこういった動きがありますし、各県でこういった傾向があります。

御承知のように、ダムをつくつて水を電力会社あるいは工場等に供給すれば、かりに保安林でなくとも、上流における山林所有者は、当然国民の飲料水または工業用水、発電の用水として供給しておるわけで、大きな利益を与えておることは当然であります。こういったことで、もつと森林に力を入れ、国民的、社会的な要請にこたえるように考えるべきである、かように思つて私は提案をし叫んでおるわけですが、時間の関係もありまして、どうかひとつお考えだけをまず船越参考人から簡潔にお聞きし、喜多参考人からも一言お考えをお聞きしたい、かように思ひます。

○船越参考人 ただいまの公益的機能といわれるものの負担に關するところをございませうけれども、森林というものは、個人財産であると同時に民族財産であるといふような考え方を私はとつて

おります。したがひまして、本来森林は、特定の者に奉仕するのではなくて、不特定多数の人類に奉仕するといふような立場で森林を考へるべきであるといふふうに考へておりますので、いわばその受益部分をだれが負担するかというふうなことにについては、私まだ詰めておりません。それは当然國家が見るべきものであるといふふうに従前考へておりました、いまの具体的なお話については、私いまだ何も申し上げられないわけでございます。

○喜多参考人 私どもの立場といたしましても、林業は、ただ経済的な面だけではないと思ひます、これを通じてやはり広く公益的な面に奉仕するといふ気持ちで一ぱいでございます。

私どもは、この公益的な面が今後ますます重要視されるという段階になってまいりますと、場合によりまして、われわれ自体の持つております権限そのものもこれまた抑制せざるを得ないということにもなるかと思ひます。また、あえてそれを甘受しなければならぬような段階にまで今後ならないとは限りません。しかし、民族全体の立場からあえてそれを甘受するといふことになりますれば、これはぜひ大きな観点から、単に犠牲をしいるだけではなくて、やはりあたたかと思ひやりというものが当局からなければならぬ、これは当然だと思ひますけれども、われわれはあくまでも公益という面は強く考へてまいりたい、こういった所存でございます。

○瀬野委員 時間があとわずかになりましたので、次に船越参考人それから田村参考人に一点ずつお伺ひして、質問を終わることにいたしたいと思ひます。

先ほど来いろいろ議論されておりました、また去る七月十八日もかなり時間をかけて、森林組合の単独法問題を議論したわけですね。これは田中総理にも七月にさいふん質問して、いろいろ見解を承つたわけですが、いろいろ問題はあつたにせよ、やはり現在森林法の中に森林組合の規定があるので、何としても森林組合は森林法から抜け出

して、農協、漁協と同じような信用事業、経済事業ができるような単独法としての機能を發揮するようにすべきだということとは多年からの話であります。また国会においても、与党の議員からも、自分たちは言いにくいから瀬野さんあなたやってくれ、よく言ってくれたということで、しばしば激励を受けるわけで、私もぜひこうしたい、こうしなければならぬと脱皮できない、こういうふうに思っています。

きょう喜多参考人からも積極的な要請があったということで、いまさら再びお聞きする理由もないので、時間の関係から割愛しますが、船越参考人にお聞きしたいのは、きょうおいでになった立場というものは十分わかりますが、先ほど陳述の中で、資本体または経営体を整えるということが大事だ、そして、割りの悪い零細森林所有者が二の次になるといふようなこと、いろいろそういつたことを中心に理由をあげられて、私が聞いたのは、まだ単独法にするのはちょっと無理だ、時間がまだかかる、私の目が目でそういうように聞かされたのかどうかかわりませんが、どうしてもこういふふうには受け取れなくなりましたわけですね。そういう意味で、もっと明確にどういふように考えてやるのか、あなたの参考意見でこれが急進的か、またおくれるかというふうなことに、なにかねない要素もあるので、ひとつ率直な意見をこの際お聞きし、どうしても時間がかかるならば、どういふ障害があるんだということ、すばり簡潔にお伺いすれば幸いです、かように実は思っています。それが一つ。

それからもう一点は、田村参考人と森谷参考人、きょうはおいでいただいて私もいろいろとお尋ねしたかったんですが、皆さんおっしゃることは、同じ自然保護協会の一員として私もいつもやっておりますから、時間の関係でよくよく聞きませんでしたが、かなり質問が出まして重複しましたので省きまして、最後に、自然保護団体、いわゆる全国の自然保護協会を代表してという意味で、田村参考人に一点だけお伺いしておきます。

と申しますのは、自然保護憲章の問題で、ずっと数年前から私も、自然保護協会でもいろいろ検討しながら、石神さんとも打ち合わせてまいりました。ついで八月の九日、第十五回自然公園大会が熊本阿蘇の草千里で行なわれて、皇太子御夫妻、それから三木環境庁長官も一緒においでいただきました。私もその席で自然保護問題、農業問題、畜産問題といふ、十分余りにわたっていろいろお話を申し上げて、自然保護に対するいろいろなお話を、また御意見等を聞かしていただいたわけでありましたが、そのとき石神さんも横におられて、自然保護協会がいろいろ提唱している自然保護憲章、これについては国が早く制定してもらいたい。これは何も協会の案でなくて、もうオープンに、もっと大きな立場からこれを考えて早くやっていただきたいというふうな発言があったわけですが、これも、この公開の場でこれらに対するお考えを代表してお聞かせいただければ幸甚でございます。

時間がわずかにになりましたけれども、二点、簡潔にお答えさせていただいて、私の質問を終わりたいと思っております。

○船越参考人 森林法の中で森林組合を考へるか、単独立法という形で考へるかというお尋ねでございますけれども、私自身は、お感じいただきましたとおり、現在、森林法の体系の中で森林組合は考へるべきであるというふうには考へております。と申しますのは、いろいろございまして、現在の森林をめぐりますいろいろな経済的機能と、呼ばれる以外の諸機能がございまして、それを統一的に果たしていくという組織体としては、やはり協同組合としての純化した形を考へるよりは、少なくとも現在の森林法のワタの中での実質的に協同組合としての事業活動ができる基盤をつくっていくほうが、わが国の森林組合の実情を見ます場合にきわめてふさわしい。特に、いろいろなことがございまして。たとえば喜多参考人から、農協、漁協でやっておりますようないろいろな事業、信用事業でありますとか共済事業でありますとか、森林組合がやっております何が悪いんだというお考えもあろうかと思っております。でありますけれども、私たちが若干見ておりますところ、現在の段階で、これはやれる組合だけがやれるのでございまして、やはり制度的にその道ができたことによつて、たいへんリスクをしようような事態を持つ組合もございまして。したがって、現在のわが国の森林組合というのは、現在の森林法の中においてむしろ経営組織としての充実をはかつていくということが現実的であらうかと思っております。そうした協同組合としての内容充実というものを待って、やがてその時に単独立法というふうな問題はあらためて検討すべきことであらうというふうには考へるわけでございまして。

○田村参考人 御質問の趣旨は私も全く同感であります。できるならば、これは全く個人的あれで、すけれども、憲法の条文の中にも自然環境保全の精神を生かしていただきたい。それが、いさぐできないといふれば、やはり自然保護憲章、また環境保全憲章なるものはやはり国会の場で決議された、權威あるというか、国民あげての憲章という形で早急にやっていたいただきたいというのが私の考へでございます。

ただ、はなはだ僭越でございますが、先ほどの山村の振興をどうはかるかというのにつきまして私も一言、考へを持っておりますので述べさせていただきます。ただ、考へを持っておりますが、受託者負担というの、技術的な問題はあります。あると思ひますが、山村環境保全手当というふうな、そういう新手段のようない、山村民に対して山林を造成することに意欲を持たせるような、何らかの財政的な措置というものは国家で早急にやるべきではないか。たとえば受託者負担の一つの具体的な例としては、大気浄化を山村は非常にやっております、緑の造成をやっております。そういう点で環境保全手当というふうな形でひとつやっていたいただきたい。それから、いまこの木を切らなければならぬと差し迫った民有林、山林農家なんかあるわけが

すが、そういう場合には、もう十年間待てばこの木はかなりのいいものになる。これはやはり十年間待つことによつて国家的な受益にもなるでしょうし、その十年間の待つ間の何らかの財政的な措置を講ずるような法的な根拠、財政助成といひますか、そういう法的な根拠もあつてしかるべきでないかというふうには考へております。

○瀬野委員 どうもありがとうございます。以上で質問を終わります。

○佐々木委員長 神田大作君。

○神田委員 参考人の方には貴重な議論を承りましてありがとうございます。

時間がありませんから端的にお尋ねを申し上げます。まず喜多参考人にお尋ねしますが、森林が非常に荒廃しつつあるが、その一つの原因は、植林しても経済的に引き合はない、たとえば苗木あるいはそれを植える賃金、その他いろいろの面において植林が行なわれない。切れば切りっぱなしにしてそのまま荒廃していくというのが全国至るところにあるわけですが、こういう問題につきまして森林組合といたしましてあるいはまた国の施策といたしまして、どのようにこれを措置したならば植林がされ、日本の山林が守られるかということにつきまして、端的にひとつお尋ねを申し上げます。

○喜多参考人 山の荒廃の原因は、山に木を植えないからだ、切りっぱなしにするところが多いからだ、こういうお話でございましたが、実は私も民有林の関係では、やはり自分の山はかわいもの、ですから、これはどんな犠牲を払つてもせひ植林を続けていきたいという気持ちで一ぱいなんです。おっしゃるような点ももちろんございまして、できるだけ、できるだけわかれの手で山を守つていきたい。ただ、その場合に、御指摘のように、いろいろ経費が最近非常にかさみます。これじゃとうてい収支償わないという点もございまして、どうしても国に對していろいろ面から援助をお願いしたい。端的に申し上げますと、たとえば再造林いたします場合の補助ござ

います。再造林補助はここ数年前はあったのですけれども、いろいろな関係で現在ございません。ございませんとはいえ、ある特定の面にしかございせん。全般的にはございせん。これも一例でございせんけれども、私どもはぜひそういったいろいろな面での国の御配慮をお願いしたい。

それからなお、特に申し上げたいのは、やはり労働力の問題でございせん。労働力につきましては、当初申し上げましたように、私ども森林組合といたしましてはできるだけ林業者のお手伝いができるようにということで作業班を持つております。全国七万余の作業班員がおりますけれども、この作業班員がきわめて恵まれない状況にございせん。私どもは、この作業班員に社会福祉的ないろいろな措置、たとえば失業関係の問題にいたしましては厚い措置をしていただくとか、失業保険は当然適用でございせんけれども、あるいは労働者の失業手当と申しますか、林業労働者の共済制度、こういった点につきましても国のほうでひとつあたたい御配慮をお願いしたい。いずれにいたしましても、労働者を保護することによりまして、かわいがることによりまして、労働能率はもちろん非常に上がりますし、私どもの林業面におきまして活躍がうんとできるということにございせん。こういった点の御配慮をぜひお願いしたい。この際お願いしておく次第でございせん。

○神田委員 国が森林を守るためのいろいろな施策をいままでも行なっておたが、しかし、これは非常に手が届かない。現在において、森林所有者の犠牲のもとにおいて植林が行なわれている、こういった点には私は荒廃していく大きな原因があると思う。こういった意味合いにおきまして、森林組合としては、そういった問題を自分の手でできるだけ解決すると同時に、これは国家百年の計でございせんから、植えた木が自分一代でもって切れるとは限らない。これは子供が切るとか、あるいは孫が切る、こういったような目先にすぐ利益が戻ってくるというものではない森林行政に対して、計

画的な国の施策が必要であると同時に、組合としてもやはり計画植林、計画伐採というようなことを——計画しただけではだめなんです。いままでは計画倒れが多いと思うのです。これを実行するための努力が必要であると思うのでありますが、私はいまの森林組合の現状、全国的にはよくわかりませんが、いまの森林組合の力では力不足であるというふうに考えるのですが、そういう組合の力をつけるためにはどうしたらいいか、そういう計画伐採、計画植林というようにすることに對しまして、有効適切な施策を遂行していくための組合としての体質、体制といいますが、そういうことにつつまして喜多さんはどういうふうな考えをお持ちになれるか、お尋ね申し上げます。これにつつましてはひとつ船越先生にもお願いいたします。

○喜多参考人 組合に力をつける、全く仰せのとおりでございせん。私どもはできるだけ林業者のために仕事ができるようにわれわれ自体の力を養いたい、これはもう念願でございせん。そこで、いまの姿ではどうしてこれは十分じゃございせんので、できるだけ大型の組合、実力のある組合、これをつくってまいりたい。たまたまこの議案の森林組合合併助成法の点もございせんが、森林組合が合併もし、いろいろな面で強くなりた。そこで、この大規模合併、これは非常に重要な問題でございせんが、いま直ちにそこまでいかないというふうな場合におきましても、森林組合間の仕事の協同でございせんね、いわゆる協業といいますが、その形を進めまして、それでまともった姿で仕事をひとつやっつけていこう、これならば弱いものでも強い姿でできるわけにございせん。

いろいろくふうをこらしておりますけれども、これらにつつましてもいろいろな面から役所を中心といたしましていろいろな面でのひとつ御配慮も必要だと思っております。私どもは、自分の力は自分で伸ばすということにございせんけれども、同時に、やはりあたたいこの面での力添

えということもございせんので、ぜひひとつこの際お願いしたいというふうに考えております。

○船越参考人 森林組合を具体的にどのように強化していくかということにございせんけれども、確かに現在の森林組合が御指摘ございましたようにほんとうに計画的な施策、計画的実行というところまで十分担当できるかどうか。全部が全部おそれる担当できないにしても、現実の森林組合を見ておきますと、やはりそこは、あまり好きなことばではございせんけれども、組合は人なりといふことはございせん。どうも森林組合のいわば理事者の経営能力、組合人としての意欲、こういったものが末端レベルではやはり大いに問題なではないかというふうに考えます。

それで、まず経営体制の問題としまして、組織を維持していく立場の機能、それから、変貌するいろいろな経済情勢に對應しながら、経営管理、マネジメントをやっていく機能、こういったものを同じ組合員の中から求めるといふことは案外とむずかしいこともわかりません。したがって、場合によりましては、組合の経営管理、マネジメントを担当するような機能を外部からつぎ込むという手も一面ではあるかと思ひます。

と同時に、先ほども申し上げましたけれども、やはり森林組合は一つの地域的団地として、広がりとして活動していくことに意味があるわけにございせんので、地域の山林所有者、地域の組合員を結合していく結合能力と申しますか、そういう体制を整えていくことが大事ではなからうか、このように考えるわけにございせん。

○喜多参考人 ちょっと補足させていただきます。私どもは、私どもはぜひこの林業者の多くの方々の御期待に沿えるようなものになつていきたいというところで、少なくとも農協あるいは漁協等が握っておりますような信用事業あるいはまた共済事業等々もわれわれの手でやりたい。先ほどのいろいろな御意見ございましてけれども、やれる組合もあることはあるのです。また、そういう

目標ができればその目標に向かって努力するわけです。いずれにいたしましても、私どもはそういう事業もかかえて大きく伸びたい。強くなることによつてますます林業者の要請にこたえ、林業の振興に寄与するように進んでいきたいという念願で、はるか前から、この信用事業、共済事業を含んだ幅の広い事業がございせんという体質にぜひいたしたい、そういう意味での法律改正をお願いしてまいつた、こういったこととございせん。

○神田委員 次に田村参考人並びに森谷参考人に、日本の森林を守るためにたいへんな御努力をされ、また非常にうんちくあるお話を聞きました。

それで私は、この自然を守ることが非常に大切であるにもかかわらず、乱開発あるいは大資本による買い占め、山林といふものがあるいは土地というものが金もうけのためにあるいはまた企業を有利に展開するために無制限に利用されて、そして、さつき栃木県の話がありましたけれども、栃木県においては百十幾つかのゴルフ場ができる、あるいは現在六十幾つできておる、こういった常識では考えられないことが進行して、こんなにゴルフ場をつくつてもしょうがないから、それはもうつくらぬようにしようじゃないかという自然淘汰的なところはいくまで放任されておるといふようなこの現状、これに對して政治的にあるいはまた法律的にこれをどうしても規制し、公益的な面を出していかねければならぬ、自然を守る立場に立つてもこれを規制しなければならぬ、こういったふうにか、このように考えるわけにございせん。

○田村参考人 結局、山を、山林の資源を一つの換金物、金ですべて価値判断をするという風潮は、これは今日までありますし、今後も続くであろう。しかし、今日自然保護とか環境保全の住民の側からの強い要求もございまして、政府でも環

環境保全法なる法律を制定されたり、また文化財保護法とか、それなりに環境の保全に関する、ただいまの森林法もそうでございますが、あるわけなんです。しかし、それが今日なお縦割りの行政の各官庁がばらばらにやっている。しかし、住民から見れば、文化財であろうと森林であろうと何であろうと、そこから受ける受益というものは一つなんです。そういった縦割りの行政というものを根本的に改めない限り、また同じ官庁がそういう環境の法律のもとにお互い足を引っ張っているという実例が各地にあるわけなんです、こういったことをまず一元化していかなければならない。私も先ほどから何度も申し上げておりますが、国土保全法とか国土環境保全法とか何らかのそういう一元化された法律というものがあつて、しかもその役所も環境庁とか林野庁とか文化庁とか、そういった個々にあれするのではなくて、何か国土保全庁のような、保全省のような、相当の権限を持った役所にしていかない限りにおいては、今日のこういう風潮はまだまだ続くのではないだろうかというふうに考えているわけなんです。

もう一つその点忘れてならないことは、身近な自然というものが最近ようやく見直されてはきておりますが、ただ金にかえればいい、そういったものは非常に法律の対象になり、また学者先生方が、これは学術的に非常に貴重なものだ、世界にも例がないとか、そういったようなものに対しては文化財とかそういう法律を適用いたしますが、極端な話、街路樹とかこういったものに関してはまだはつきりした法体系ができてない。身近な自然というものの――原野とか川原の自然とかそういった河川敷の自然などの身近な自然に対してはまだ何らの法的な措置がない。こういったものを含めた、やはり環境保全法の一元化をはかることによって、自然の持つ公益的な機能に対する価値的な判断というものがもっと正しく評価されてくるのではないだろうかというのを期待しているわけであります。

○森谷参考人 大体において田村参考人と同じ意見なんですけれども、いまの場合は、ただ森林がほかのものにかわるだけの問題で、土地そのものはなくならないのです。ところが、御承知だと思ひますけれども、栃木の岩舟山のように、文化的に、歴史的にも非常に貴重なところで、しかも植物も非常に貴重な植物があるのです。これは県内だけの問題じゃなくて、関東地方としても非常に貴重な植物があるのですが、山そのものが採石業者に取られておるのです。これは何とか法律で縛ろうと思つておるのですけれども、県の特に採石関係のほうは業者側にもうびつたりです。それでたまりかねまして、この前は通産省の採石係の課長さんに来ていただいたのですが、この方は比較的保護しなければならぬということとはわかつてはいるようです。直接監督に当たる県のほうが一番だろしがないので、あらゆる機会をとらえてわれわれマスコミで訴えておる状況であります。法律の盲点をつくづく感ずる次第であります。

○佐々木委員長 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人各位には長時間にわたり貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございます。委員会を代表いたしまして厚く御礼申し上げます。

次回は明二十九日、水曜日、午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時四十三分散会

農林水産委員会議録第二十五号中正誤		同 第三十二号中正誤	
ベシ 段行 誤	正	ベシ 段行 誤	正
九 四 七 なら	なり	八 二 末 三	削る
九 一 元 分借金	の借金	八 二 末 三	原麦
三 二 〇 年間	年間	三 三 〇 玄麦	それと、
同 第二十七号中正誤		三 二 八 卒直	率直
ベシ 段行 誤	正	同 第三十三号中正誤	
九 四 末 七 村	村、	ベシ 段行 誤	正
三 四 七 め、	み、	〇 三 末 八 飼料	飼料
同 第二十八号中正誤		〇 四 末 七 飼料	飼料
ベシ 段行 誤	正	二 一 八 飼料	す。
九 二 六 かんか	なんか	三 二 三 ず。	遺憾
元 三 三 業保険	船保険	五 三 三 いかん	遺憾
同 第二十九号中正誤		七 一 末 八 軽機	係機
ベシ 段行 誤	正	七 四 五 おいでの委員の	おいでの
六 三 三 者	省	同 第三十四号中正誤	
六 三 三 労働者	労働省	ベシ 段行 誤	正
三 一 〇 原物	現物	〇 一 三 よりは	ような
同 第三十号中正誤		同 第三十五号中正誤	
ベシ 段行 誤	正	ベシ 段行 誤	正
一 一 八 笹岡喬君	笠岡喬君	二 二 三 問題	問題
一 四 六 太田一太君	太田一夫君	六 一 〇 状態	の状態
二 一 九 一 配	一部	元 四 末 三 中	中に
三 四 八 明午日	明後日	同 第三十六号中正誤	
三 四 二 ある	あるものを	ベシ 段行 誤	正
五 一 六 をを	を	一 四 三 補法	補償法
七 一 七 菊力	菊、力	一 四 三 いな	いな
同 第三十一号中正誤		二 二 七 もの	ものを
ベシ 段行 誤	正	二 二 三 程度	程度の
三 三 三 あぎて	あげて	二 三 六 にか	にか
八 二 六 町を町を	町を	二 三 七 前か	前から
五 三 末 六 うも	もう	二 四 三 にし	にして
三 一 三 飼	飼	五 三 三 整備	整備
		六 三 三 参考人	参考人

